

JICA 環境社会配慮ガイドライン第十五回改定委員会

平成十五年八月二十一日（木曜日）

午前十時開議 国際協力事業団 11ABCDEF 会議室

出席委員（敬称省略）

共同議長／委員	原科 幸彦	東京工業大学総合理工学研究科教授
共同議長／委員	國島 正彦	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
ビューロー／委員	片山 徹	社団法人海外環境協力センター専務理事
ビューロー／委員	山田 彰	外務省経済協力局無償資金協力課長
ビューロー／委員	川村 暁雄	APEC モニターNGO ネットワーク
委員	村山 武彦	早稲田大学理工学部複合領域教授
委員	森嶋 彰	広島修道大学人間環境学部教授
委員	吉田 恒昭	拓殖大学国際開発学部教授
委員	石田 恭子	環境・持続社会研究センター
委員	松本 郁子	FoE Japan
委員	松本 悟	メコン・ウォッチ
委員	氏家 寿之	社団法人海外コンサルティング企業協会 環境部会代表
委員	作本 直行	アジア経済研究所主任研究員
委員	澤井 克紀	国際協力銀行環境審査室環境2班課長
委員	河野 章	外務省経済協力局国別開発協力課長
委員	田中 聡志	環境省地球環境局環境協力室長
委員	田中 研一	国際協力事業団 国際協力専門員
	富本 幾文	国際協力事業団 企画・評価次長
	深田 博史	国際協力事業団 企画・評価部長
ビューロー	鈴木 規子	国際協力事業団 企画・評価部環境女性課長

欠席委員

委員	西井 和裕	フィリピン情報センター・ナゴヤ
委員	高橋 清貴	日本国際ボランティアセンター
委員	沼田 幹男	外務省経済協力局技術協力課長
委員	根井 寿規	経済産業省貿易経済協力局技術協力課
委員	藤森 祥弘	国土交通省総合政策局国際建設課
委員	稲葉 一雄	国土交通省総合政策局国際業務課長
委員	山崎 信介	農林水産省 国際協力課長

-----◇-----

- **原科共同議長** それでは、定刻の 10 時を過ぎましたので開始致します。おはようございます。本日は順番で原科が議事進行を担当し、明日は國島共同議長にお願い致します。それでは早速、第 15 回改定委員会を始めますが、前回第 14 回改定委員会以降の事務報告を、事務局からお願いしたいと思っております。よろしくお願い致します。
- **事務局 鈴木 (以下 鈴木)** おはようございます。それでは、事務報告をさせていただきます。本日先に資料だけ確認させて頂ければと思います。「第 15 回改定委員会」という表紙が付きまして「EC.15/1」という薄い資料が 1 つ。それから「EC.15/2」というガイドラインの提言に関しての修正テキストが入った厚めのものが 1 つ。以上、2 種類をお配りしております。

「EC.15/1」を開いて頂きまして、「第 14 回改定委員会以降の事務報告」のところでございます。まず、委員の交代がございました。経済産業省貿易経済協力局技術協力課長の櫻井委員が、8 月 18 日付けで異動されまして、後任は根井さんになりました。

- **根井委員代理：石崎氏** 私は代理で来ておりますが、根井でございます。
- **鈴木** 根井委員に交代されております。もう 1 つ事務報告でございます。関西在住の NGO の方々とテレビ会議を行いました。8 月 12 日に JICA 本部のテレビ会議室と、大阪のテレビ会議場で、馬谷氏、神田氏、工藤氏、藤本氏、三輪氏という方々が来られました。この改定委員会からは、原科共同議長、川村委員、松本委員 (メコン・ウォッチ) が参加されました。この起草グループ提案の提言につきまして、質疑応答を行い、関西在住の NGO の方々から書面で意見を頂くということに致しました。頂いた意見は、今回のこの提言案の修正テキストに反映させて頂いております。以上が事務報告でございます。

-----◇-----

- **原科共同議長** どうもありがとうございました。では 2 番目の「ビューローによる打ち合わせの報告」でございます。これは恒例の形で、この会議の前の 9 時 30 分から 30 分ほど打ち合わせを行いました。その結果、今日と明日の進め方ですが、とにかく頂いた意見は大変多くございます。お手元の資料「EC.15/2」で、103 ページ分あります。しかしこれを 1 時間 10 ページこなしても、10 時間かかる計算になります。大変ですので、どうするか相談致しました。今日は 103 ページ分を通してみましよう。趣旨は、この中でかなり議論がまだ必要なものと、技術的なことや、文言を変えるということくらいの議論をしなくてもいいもの、それは起草グループにお願いするような形で仕分けをしたかどうかということになりました。ですから我々の前提としましては、今日と明日の議論のあと、何週間か起草グループで修正することをお願いしたいと考えております。それは我々のお願いで、可能かどうかということですが、その場合にただお願いするだけでは申し訳ないので、前回起草グループが作業をする段階で、共同議長 2 名も参加するようにということがございました。実際、その段階で我々はコミット出来なかったの

ですが、今回は我々も協力しますので、是非そのようなことで起草グループに作業をお願いしたいと思っております。そのような相談を致しました。まずこのような手続きがいかどうか確認して頂きたいと思えます。

このコメントは 103 ページ分になりましたが、左半分は提言の骨子案と内容・構成の部分で、右側の部分のご意見でございます。ご覧のように、たくさんご意見を頂いております。大変たくさんありますので、そのような段取りをしてはどうかということです。8月7日が前回の委員会でしたから、その後パブリックコメントが入り、8月12日には関西の NGO の方にもご説明を致しました。そのようなことで結局、8月18日月曜の朝までご意見を受け付けるような形で作業を進めて頂いております。JICA の担当の方は大変だったと思いますが、このように整理して頂きまして、非常に短期間で資料が揃っております。そのようなことで、この資料に基づいて議論を進めたいと思っております。この進め方でよろしいでしょうか。確認させて頂きたいと思えます。起草グループの田中委員、よろしいでしょうか。

- **田中委員（環境省）** 環境省の田中です。今のお話ですと、もう一度起草グループで作業を行ってということですが、問題はそのタイミングです。日程がどれくらい取れるかということと、あと1つは行うにしても、ここで一旦ある程度明確な方向性を議論して頂かないと、起草グループで作業を行っても、そこで複案が色々出てきて、対案を書いて終わりということになりかねないので、文言の整理というぐらいでないといけないかと、実質的にそのように思えます。

-----◇-----

- **原科共同議長** そうですね。我々の見積もりでは、今日3時間で文言の整理で終わるものと、議論が必要なものと仕分けをします。明日その議論が必要なものについて、議論をしたいと思えます。ただ明日の予定時間は3時間ですので、議論が必要なものがどれくらい残るかによります。これはやってみないと分からない部分がありますので、確定的に申し上げることが出来ません。そのような意味で、明日3時間以上の議論を、ある程度必要によっては延長を考えたいと思えます。それで足りない場合（議論が必要なものが残った場合）、その後もう1回くらい来週あたりに、時間をかけて行うセッションも設けなければならないのかという感じはしております。ただ希望として、明日の段階で若干延長をするくらいで終われば有難いと思えます。それは議論の進み方次第だと思えます。

ですから、おっしゃるように議論がまとまらなくて、後で困ることのないようにしたいと思えます。いかがでしょうか。そのような段取りを考えております。他の起草グループの委員の方どうでしょうか。よろしいですか。今回頂いたご意見の中には起草グループからも頂いているので、まだ色々な意見があるのだということが分かりました。起草グループの方や多くの方は、文言の修正ということが多かったのですが、中には議論が必要なものもありますので、少々大変という感じがしました。ですから、最悪の場合

は明日時間を少し延長して、足りなければ今度は来週の終日（一日）という形で土曜か日曜を使って行うことになるかと思えます。その後、起草グループの作業ですが、3週間くらい時間が必要だと思えますので、最後の確認の委員会は9月下旬を予定しております。これも日程を國島共同議長はじめビューローで相談したところ、皆さんそれぞれ9月は私ども大学の学期末なので色々ありますが、連休の間の9月22日午後の時間でしたら、何とか入れられそうだとということになりまして、13時30分から16時30分という枠組みで出来れば、そこで最終確認の第17回委員会あるいは第18回委員会を行いたいと思えます。最終確認に関して、そのような日程でよろしいでしょうか。その間にもう1回くらい行わなければならなくなるかもしれません。希望としては第17回で終えたいということです。大きな進め方は、このようなことでよろしいでしょうか。特にご異論がないということで判断致しますがよろしいでしょうか。それではそのように進めさせて頂きたいと思えます。

では、大変分量がありますので早速、進めていきたいと思えます。議題3「提言案の協議」とありますが、協議のための中身の整理から始めます。順番に1ページから参ります。103ページありますので、時速17ページで進まないといけません。そのようなことで、それぞれご発言頂きたいと思えます。では、まず「0-a」からです。これはどうしましょう。このご意見頂いた方で、もしコメントを付け加えるようなことがあれば簡単におっしゃって下さい。氏家委員、最初ですが短めにお願いします。

- **氏家委員** はい。簡単に申し上げます。最初の冒頭のところは今回の全体について、起草グループの一人として、全体的にJICAが行うというような感じが、あまりにも多く出過ぎているような部分がありました。ここは冒頭に1つ、相手国の要請書に基づくのがODAの原則となっており、最近では政策主義というところがございしますが、ODAの要請主義ということは、相手国が主体であるということも冒頭に少し入れておきたかったという趣旨から出てきたコメントでございします。
- **原科共同議長** そのようなことですが、これはどうしましょう。議論が必要なことでしょうか。ご意見いかがですか。わざわざ書かなかつたのには意味があると思えます。そのような議論が起草グループでなかつたのですか。あえて書かないのには意味があると思えます。松本委員、どうぞ。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** メコン・ウォッチの松本です。特に意味はないと思うのですが、要請主義についてはやはり共同案件形成という時代ではないかという議論の方が、私は強いと思えます。
- **原科共同議長** 要請主義をあまり強調し過ぎるとどうかという気が私もします。ですから、冒頭に書いてしまうと強調しているような感じがします。あえてここは書いていないと私は理解しておりました。どうしましょう。付け加えるか議論しましょうか。
- **氏家委員** 出来ましたら、また後程議論をお願いしたいと思えます。
- **原科共同議長** では議論として残しておきましょう。「1」について環境省の田中委員か

ら修正です。これはいかがでしょうか。これは文言ですね。次は「2」について、氏家委員はいかがでしょうか。「実施能力も不足していることから、」を削除です。

- **氏家委員** はい。ここは表現の問題なのですが、あまり強い表現で相手国政府に刺激をあたえかえってディスカレッジしないような形にした方がいいのではないかということで、英訳という意味も込めてこの部分を修正してはどうかという、文言のお話でございます。
- **原科共同議長** 文言の話ということでよろしいですか。河野委員どうぞ。
- **河野委員** 私のコメントも全く同じで、文言の話です。若干決め付け過ぎるというくらいで、ニュアンスを少し柔らかくした方がいいと思いました。
- **原科共同議長** どうですか。これがないと JICA は、あまり仕事をしなくてもよくなってしまいませんか。支援がいらなくなってしまいませんか。
- **鈴木** 一言よろしいですか。やはり英語にすることも考えてということになりますと、あまり決め付けではなく、例えば「一般的であることから」とか、「でない場合が多く」というようなことを書いても十分伝わるとは思いません。
- **原科共同議長** 氏家委員と河野委員のお二人のポイントと同じということよろしいですか。ただ支援が必要だということを伝えるためには、実施能力というようなことを書いた方がいいのではないかと私は思いました。
- **鈴木** はい。そのトーンが伝わればよいと思います。あまり非難するような書き方をするのは、あまり好ましくないと思います。
- **原科共同議長** そのようなニュアンスですね。では、この文言ということでまいりましょう。起草グループの中で議論して決めて頂きます。次のページ（2 ページ）です。田中委員のご意見です。これも表現でしょうか。ODA を言いかえる。全体で統一されていないということですね。それから次の田中委員のご意見はいかがでしょうか。
- **田中委員（環境省）** これは表現のことだけです。
- **原科共同議長** このページは全てそのようなことよろしいでしょうか。
- **田中委員（環境省）** ただ、別途関西 NGO より「我が国」と「日本」ということについて、全体を通じてご意見が出ているようですので、その一環でご議論頂ければよいと思います。
- **原科共同議長** それではこの部分に関しては、表現ということですが。2 ページの田中委員からの「5」と「6」のご意見は、いずれもそのような趣旨だということでございます。こここのところ何かご意見ございますか。よろしいですか。それでは 3 ページにまいります。「6-a」は神田さんからのご意見です。「追加：経済成長の限界がうたわれるようになった 1990 年代以降～」というところです。これはどのような扱いにしましょうか。これを追加するかしないか。やはり議論が必要でしょうか。では、これは議論ということに致します。それから「9」は山田委員からのご意見です。
- **山田委員** これは構成上の提言で、内容に係るものではありません。参考にして頂けれ

ばと思います。

- **原科共同議長** これは起草グループで検討して頂くということでよろしいですね。「10」は JICA からのご意見です。
- **鈴木** これは文言のクラリフィケーションだけですので、特に議論頂くようなお話ではございません。
- **原科共同議長** 「13」は松本委員のところですか。「オブザーバーを当日参加者に変更」ということは、これも表現ですね。そのような言葉を使うということです。それでは 4 ページ目にまいります。「17」は田中委員のご意見で、「本改定委員会の提言」というところです。委員会報告書という表現ではなく、本改定委員会の提言という表現にするということですね。これはこのような表現でいいですね。それから、その下は山崎委員からのご意見です。これは少しご説明頂けますか。
- **山崎委員代理：富樫氏** 農林水産省の富樫と申します。委員である課長は、海外出張中でご連絡が遅くなり申し訳ございませんでした。その代わりに質問・コメントをかなり提出させて頂きましたので、その内容について説明させて頂きたいと思います。
- **原科共同議長** はい。では簡単をお願い致します。どうぞ。
- **富樫氏** 現状の表現ですと、改定委員会がいつまでも存続するような表現となっております。どこかで区切りをつける必要があるのではないかとこの観点から意見を出させて頂きました。本委員会はあくまでも提言をまとめるということで、責務がまっとうされるものではないか。それをふまえて、その提言をどのようにガイドラインに反映させるかということは、JICA の責務ではないかという観点からコメントを出させて頂きました。
- **原科共同議長** そうですか。これは最初の段階で議論致しまして、この委員会がフォローアップもきちんと行うという位置づけをしておりますので、際限なく続くわけではございません。ガイドラインを改定する段階で、この提言が十分反映されたかということを確認するということを決めました。そのようなことで公表になっております。それからこの形式は、JBIC のガイドライン改定の時にそのような方法を取り、フォローアップ委員会を作りました。そのような機能も今回果たしたいということでございます。そのようなことでよろしいでしょうか。
- **富樫氏** はい、分かりました。第 9 回の委員会でフォローアップ委員会が 3 回くらい行われるということが突然出てきたものですから、そのフォローアップ委員会の位置づけもあまり明確ではないとの観点からの意見です。
- **原科共同議長** 突然出てきたのではなく、最初に議論したことでございますので、議事録で確認して下さい。
- **富樫氏** はい、分かりました。
- **原科共同議長** それでは、今の件これでよろしいですね。では、この件は修正なしということに致します。18 番目。これは削除した方がいいというご意見ですが、これはど

う致しましょう。4ページ下の18番で山崎委員からのご意見です。

- **富樫氏** 17と18は一緒にしまして、一文にした方がいいというコメントですが、一応先程のお話で内容が分かりました。
- **原科共同議長** そうですか。分かりました。この分のご意見はなしとなりました。それでは、次は5ページに参ります。19番は田中委員のご意見です。これも言葉の調整ということではありませんか。
- **田中委員（環境省）** これ自体は言葉の問題ですが、下にJICAから修正意見がありますので、そちらと合わせて下さい。
- **原科共同議長** 田中委員のところは後ですね。田島さんとJICAのご意見ですが、田島さんはいらっしゃいますか。それでは、簡単に一言補足があればお願いします。
- **国際航業（株）田島氏** この文言をこうしたらいいのではないかという意見です。
- **原科共同議長** 中身を具体的に表現しなさいということですね。JICAの方はいかがでしょうか。
- **鈴木** はい。JICAでは二国間贈与ということになっているのですが、少し明確にクラリフィケーションをしたということで、技術協力の実施と無償資金協力の実施促進を明確にしたという文言です。
- **原科共同議長** それでは、これは文言の問題ということなので、起草グループに任せてよろしいでしょうか。では、そのように致します。20番は山崎委員のご意見です。
- **富樫氏** これは、この項目だけでなく多岐に亘って、農林水産省よりコメントを出させて頂いております。JICAの独法化に伴いまして、10月以降は明確に役割分担ということがはっきりするということを踏まえて、ここに関する部分について細かく修文させて頂いたところでございます。

項目的には以後23、55、84、85、86とたくさん出てくるのですが、そのように修文するか、またはあらかじめ前文等で事業の実施はJICAの責務であり、外務省の指示を受け、JICAは事業の実施を行う。特に案件の発掘（形成）段階は、外務省の指示によりJICAがその支援を行うような旨の表現を追加する。または、提言の後ろに別紙がございませぬので、そこの中で明確にして頂くというような手法があるかと思っております。これも後の方でご議論頂きたいと思うのですが、要請主義という観点から、JICA自ら無償案件を開発調査案件として変更できるような表記は不適切ではないかと思ひます。事業の実施はJICAの責務という観点からコメントを出させて頂きました。

- **原科共同議長** 今の点について、JICAからのご回答お願い致します。
- **事務局 富本（以下 富本）** JICAの富本でございます。このあたりについては、是非ご議論頂きたいと思ひます。はっきり言えば、JICAの実施責任ということを確認にしようという意図とともに、案件の選択については政府というように明確に区切ろうという意見だと思ひますが、そのあたりが全体のガイドラインの遵守、あるいは尊重というところから、これまでの委員会の議論の中でいいかということも含めて、是非ご議

論頂きたいと思います。

- **原科共同議長** はい。それでは議論ということに致します。これは相当、色々関係してくるような問題になりそうです。次は 21 番で、氏家委員と山崎委員のご意見です。
- **氏家委員** はい。こちら先程のお話に関連するところなのですが、別表としてスキームごと、それから調査段階ごとに責任主体が書かれて、非常にコンパクトですが、一部少々誤解を招く部分があるのではないかと。しかも重要な調査のところ、準備というひとくくりの中で、一行だけで終わっている部分もあります。もしこれがうまく書き表せないようであれば、誤解を招くことを避けるために削除してはどうかという意見です。
- **原科共同議長** 今の件に関して、山崎委員の意見はいかがでしょうか。
- **富樫氏** ここにつきましては、別表のプロジェクトサイクルとプロジェクトの関係において、評価までとなっておりますので、そこに合わせたということです。
- **原科共同議長** この部分はどうしましょう。今のようなご意見を頂いておりますが、JICA としてはどのようにお考えでしょうか。
- **鈴木** はい。JICA もこの表について、実際に委員会で JICA は一体何を担当するのか。資金協力が何を担当するのかといった、議論をする際の参考にという意味で、元々そのような趣旨で作った表でございます。確かにこれを初めて見た方は、JICA は準備しかしないのかという非常に混乱される部分もあるかと思います。削除というご提案については、我々は一向に構いません。その方が分かりやすいかもしれません。
- **原科共同議長** 説明のために使ったのなら、誤解を招かないように説明した方がいいということもあります。
- **鈴木** はい。ただこの表で説明を十分し尽くせるように盛り込み得るかというのと、かえって混乱を招きます。あえてこの表を付ける必要があるかと言うと、我々はあまり必要性を感じていないので、氏家委員と同じようにはずしてもいいのではないかと思います。
- **原科共同議長** はずしてもいい、もしくははずした方がいいのですか。
- **鈴木** むしろはずした方がいいと我々は思っております。
- **原科共同議長** 他の方はいかがでしょうか。松本委員、どうぞ。
- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** 基本的に同じ考えですが、その際他の箇所の準備段階とか、この表をリファアしたような表現をしているところがないかどうか、チェックした方がいいと思います。
- **原科共同議長** では、これははずすということに致しますか。リファアの関係等ありますので、起草グループで検討して頂けますか。それでは次に進みたいと思いますが、今のようなことでよろしいでしょうか。深田委員どうぞ。
- **事務局 深田 (以下 深田)** すみません。JICA 企画・評価部の深田でございます。用事がありまして、少し遅れて申し訳ございません。今は 20 と 21 あたりについて、議論する必要があるかないかということ、クレンジアップしようということで進めておられると思います。ここについては大事な部分だと思いますので、恐縮ですが 20 につ

いて一言申し上げてよろしいでしょうか。

- **原科共同議長** どうぞ。
- **深田** ここに農水省のコメントとして、「外務省による採択の検討依頼があった場合には」と修正してほしいということをございます。ご承知の通り実態におきまして、JICA が関係するプロジェクトにおいては、全て何らかの形で案件の採択段階で、JICA の意見というものは求められております。ご承知の通りだと思いますが、特に技術協力プロジェクトや開発調査案件というのは、大使館から上がってくる要請の段階で要請調査表という形が作成されるわけです。その作成において実質 JICA が作っていると言えば語弊がありますが、政府を助けているという形になっております。実態において、およそ案件の採択の段階で JICA が何らかの意見を言っていない案件はありません。

仮にもしここで、このような形で採択の検討依頼があった場合ということが、あえてコメントされるのであれば、私としては依頼がない場合があるのか。依頼がない場合で、JICA に突然この案件を実施しろというようなケースがあるのかどうか。もしそれがあるのであれば、それは JICA としてまさにこの改定委員会で議論しているようなことについて、責任が取れないわけです。まさにここで議論しているカテゴリ A やカテゴリ B というものは、意味がなくなってしまう。もし本当にそのような依頼がないケースがあるのであれば、それはむしろそのような依頼がないような形で採択される案件を決定される政府側において、この議論しているようなことを先にきちんと決める必要があるわけです。そこでそのようなことがないままに、JICA で今このような議論をしても私は無意味だと思います。

従ってこれを実はクラリファイしたいのですが、このような採択の検討依頼があった場合、あるいはない場合というのは一体どのようなケースを想定されているのか。また、ない場合というものが本当にあるのであれば、その採択の過程での環境社会配慮という観点から、今日まさに議論しているような意思決定というものをどのようにされると考えておられるのかということ、私はクラリファイする必要があると思います。そうでなければ、この委員会の議論というものは、先に進めるべきではないというくらいに思っております。ここはきちんと議論して頂く必要があると思います。

- **原科共同議長** 持続可能性というキーワードの下、環境社会配慮ということで、日本政府全体で行っていかねばならない。その場合に JICA が相当程度の役割を果たして頂きたいというのが我々の考えですから、そのような意味で「依頼があった場合」という表現は不適切かもしれません。むしろ政府の意思決定の透明性を高めるために、JICA が貢献すべきだと私は思います。ここで議論をすると時間がなくなってしまうので、どうぞ。
- **田島氏** 田島です。今の別表の取り扱いなのですが、私は、これは絶対付けるべきだと思います。具体的にどのような作業で、どのような責任で行われているのか分からないので、具体的なものがないと、責任の取り方や色々なことが分かりません。ここがむしろ

る具体的にきちんとして、それで本文が生きてくると思います。ここの責任の所在については、やはり明確にするべきだと思います。私はこの間も申し上げましたが、無償資金については外務省がある程度のキャスティングボードを握っているのですが、実質的な作業はやり得ていない。そのようなところで、きちんと作業の仕分けを明示していくべきだと思うので、絶対この表は付けるべきだと思います。相手国もそれがないと理解出来ないと思います。

- **原科共同議長** 今のようなご意見も出ました。そうすると別表の扱いについては、もう少し議論した方がいいのでしょうか。このような表はコミュニケーションのためには大変必要なことで、表を直せばいいので、悪いからはずすというのはどうかと思います。悪いなら直すと普通はそう考えます。松本委員、どうぞ。
- **松本委員 (FoE Japan)** この別表に関連してなのですが、実は私は後ろの方のコメントで、第8回の改定委員会で配られた、このそれぞれ日本政府や相手国はどのような役割を果たしたのか。私自身は、それぞれがどのような役割を果たしているのか、どのような作業で進むのか、この表が非常に参考になりました。例えばこれをもう少し、不足の部分があるようなことも議論の途中で指摘がありましたが、これを改定したようなものを一緒に付ける方が、非常にそれぞれの役割を理解する上でいいのではないかと思いますので、少々この場であわせて提案させて頂きました。
- **原科共同議長** そうすると、修正すれば付けた方がいいということになりますか。それともない方がいいと色々意見が出ました。どうぞ。
- **氏家委員** 我々も削除ということで提案しているのですが、ECFAの中での議論におきましても、修正すれば付けてもいいのではないかという意見もありました。それなりに役割分担、プロジェクトサイクル、ステージというものが明確に出来るようであれば、付けることは一向に構わないと思っております。
- **原科共同議長** では、修正して掲載出来るようなものにして頂くということに致しましょう。そうすると JICA の担当の方をお願いしたいと思います。吉田委員、どうぞ。
- **吉田委員** 吉田です。議長が結論を述べられましたが、そのクライテリアと申しますか、そのような判断をする根拠は、やはりこのガイドライン全体の理念として、様々な分野の人達が、様々な考えや意見を反映させるということが理念の大切な1つです。そのためには、様々な人達が自分達はどのような作業の、どのような分野の、どのような関係のどこを議論しているかというオリエンテーションをきちんと与えるようなものがないと、議論が非常にうまくいかないと思います。そのような意味でも、非常に貴重な情報の1つでありますから、そのような視点から修正を加えて付けるべきだと思います。
- **原科共同議長** どうもありがとうございます。おっしゃるとおりです。では、そう致しましょう。どうぞ。
- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** それは誰がするのですか。そこが重要だと思います。
- **原科共同議長** それは JICA の担当の方がされると思います。JICA の方でないと分か

らないですから。他の人の方が分かるのでしょうか。富本委員、どうぞ。

- **富本** 確かにこの表を加えるという作業は、最初の頃に吉田委員から、世銀、ADB のいわゆるプロジェクトサイクル、これは国際的な認知が与えられているものに、JICA のシステム、あるいは日本の ODA システムとの対比ということを説明せよというご指摘がありましたので、準備したものでございます。はっきり言って、日本の ODA システムは非常に特異なもので、JICA と JBIC はそれぞれ分かれておりますし、また各省との関係も分かれております。対外的に 1 つのスタンダードから、相当日本のシステムは違っている。その中で JICA の役割はどの部分かということを確認にするという意味では、1 つの意味があると思います。一方でこれを採用することによって、かなり国内的には非常に混乱や誤解を招く部分もあると思います。これは非常に説明をする必要がある。説明を相当加えなければならないということで、我々も工夫してみたいと思っております。その結果によってということにさせて頂きたいのですが、いかがでしょうか。
- **原科共同議長** ですから図を描いて、注を付けるような形で、少々丁寧に作らないといけません。
- **富本** その程度で済むものなのか。あるいは日本の ODA システムが根本的に問題や弱点があるのか。
- **原科共同議長** 問題があるのなら、その問題を明らかにした方がいいのではないのでしょうか。
- **富本** 弱点と言った方がいいのかもしれませんが、そのようなところと関連するかもしれません。
- **鈴木** 工夫をして、どうしても付けるということが委員会のご決定であれば、工夫して分かりやすくしたいと思いますが、私どもも色々コメントを書いておりますが、この表だけで、これだけのコメントがくるということは、いかに分かりにくい表かと思っておりますので、努力はさせていただきます。
- **原科共同議長** それだったら断り書きを付けて、「この段階で整理したもので、まだ議論が必要」というようなことを書いておいてもいいのではないのでしょうか。第一段階の情報としてあった方がいいと思います。
- **鈴木** はい、努力してみます。
- **原科共同議長** 完璧なものと言ってしまうと、難しいかもしれません。異論が色々ありますが、一応このようにまとめたということでもいいと思います。森嶋委員、どうぞ。
- **森嶋委員** 広島修道大学の森嶋でございます。ODA は大変特殊な業務であると思えます。情報を公開した時に一般の人が ODA を理解するために最も適した資料がこの表であると思えますので、この表は大切であると思えます。先日原科共同議長からご意見がありましたように、是非工夫をしてこの表に、どこで誰が意思決定をしているかということを加えていただければ、それなりの目的は果たせると思えますので、是非そうして頂きたいと思えます。

- **原科共同議長** この 20 番のご意見と繋がってきます。どこでどのような意思決定をするのか。だから表できちんと整理した方がいいと思います。それでは先に進めてもよろしいでしょうか。6 ページに参ります。22 番は氏家委員、田中委員、それから JICA からご意見を頂いております。ではまず氏家委員からご説明頂けますか。
- **氏家委員** これは文言の修正くらいの話かと思っております。
- **原科共同議長** はい。田中委員どうぞ。
- **田中委員（専門員）** JICA 国際協力専門員の田中です。私はこの部分で 1 つ大きな項目が抜けていると思ひまして、ここに修正としまして、F/S の次に「ならびにプロジェクトの実施を前提とする詳細設計（D/D）がある」というように述べました。これにつきましては、83 ページの項目 260 にまた色々な意見が出ておりますので、そこでも議論をして頂ければと思っております。なお、下の JICA の説明の中に D/D が実施設計という言葉がございますが、これは JICA の予算上の名前は、この D/D が社会開発調査の場合、実施設計という呼び名になっておりますが、通常は D/D というのは、詳細設計という概念だと思っております。以上です。
- **原科共同議長** そうすると、そのような説明をしなくてもいいのでしょうか。両方とも言葉が違ってきますが、よろしいでしょうか。
- **田中委員（専門員）** これに付しましては、また用語の文言のところは、後でご説明させていただきますと思っております。
- **原科共同議長** それでは用語ということで、起草グループの方はお願い致します。23 番は山崎委員からのご意見です。
- **富樫氏** これにつきましても 20 番の関連でご議論頂いて、表現を検討頂ければと思います。
- **原科共同議長** JICA のご意見はいかがですか。
- **鈴木** これは文言の正確に括弧書きにしました記載の問題です。
- **原科共同議長** はい。それでは 24 番に参ります。JICA のご意見はいかがですか。
- **鈴木** これも我々としては文言の修正で、技術移転という言葉は最近使わないので、協力をを行うということにしたり、柔軟に組み合わせたというような文言修正と考えて頂いて結構です。
- **原科共同議長** 文言修正という観点ですか。
- **鈴木** クラリフィケーションでございます。文言を正確にクラリファイしたということでございます。
- **原科共同議長** 表現の問題だということでもよろしいですか。そのようなことで起草グループお願い致します。では 7 ページにまいります。28 番は削除と書かれています。34 番に移動ということですね。削除というよりも移動ですね。
- **鈴木** はい。一言ご説明してもよろしいでしょうか。実は 34 のパラグラフでも実は同じことが書いてあります。それは何かと申しますと、第 2 次環境分野援助研究会を設置

して、どのような提言がなされたかということがまさに書かれていて、ほぼ同じようなことが書かれておりますので、ダブルで書くのもどうかと思いました。ここは環境社会配慮の状況というところの説明になっておりますので、どのようなことをしてきたかということをして27まで書いて、この28のパラグラフは34に移して、環境を検討すべき点、第2次環境分野援助研究会で提言された内容が主要でございます。34に移すことで、整理がつくのではと考えました。重複を避けるという趣旨でございます。

- **原科共同議長** 冗長にならないようにということですね。そのような扱いでよろしいでしょうか。それとも現況のところ具体的に書いた方がいいという意見もあると思います。よろしいですか。はい、ではそのような扱いに致します。よろしいですね。では、28-aに参ります。石田委員、どうぞ。
- **石田委員** JACSESの石田です。この28の箇所、これまでJICAが行っている環境社会配慮の状況なのですが、社会配慮に関する言及がないのではないかと。環境に関する取り組みは書いてあるのですが、社会配慮という観点が必要ということから、課題別指針というのをもいくつか作成されていると思いますので、ここで言及した方がいいと思って追加提案させて頂きました。
- **原科共同議長** 今のご意見ですが、いかがでしょうか。表現を強調するということになるのでしょうか。よろしいですか。どうぞ。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** 課題別指針は本文でも触れられているので、この冒頭のどこかで触れておくのはいいのではないかと思います。
- **原科共同議長** 失礼致しました。私、計算間違いを致しまして、時速17ページでは間に合いません。34ページです。6時間で割ってしまいましたので、少しスピードアップします。いい調子かと思いましたが、間違えました。それでは、8ページに参りましょう。31番は文言でしょうか。8ページの31番の氏家委員のご意見です。番号がずれていますね。今日配布したものは、事前にお送りしたものと番号がずれておりますので、今日配布したものを見て下さい。31、32、33は関連しておりますので、セットでお願いいたします。
- **氏家委員** はい。こちらは全体の表現を分かりやすくすることで、統合したものです。文言の修正レベルの話かと思えます。
- **原科共同議長** よろしいですか。それでは最後の点の文章は削除となっておりますが、よろしいでしょうか。起草グループでお願い致します。33までよろしいですね。34番はJICAのご意見です。
- **鈴木** これは先程の28から移動したものです。
- **原科共同議長** 37番は村山委員の意見です。
- **村山委員** これは大きなことではありませんが、検討課題として立場を明確にすることはあまりにも明らかなので、むしろ2番目の責任を明確化するという話の中でこの点を含めておくという程度でいいのではないかとという趣旨で削除ということにしま

した。

- **原科共同議長** これはいかがでしょうか。他にご意見がございますか。これは起草グループで検討して頂きましょう。それでは9ページの今の37番は、もう1つ石田委員の意見もございます。これは修正ということで、削除と修正とあります。石田委員は確認という表現ですか。
- **石田委員** そうですね。他の箇所もそうですが、支援・確認という文言は、他の文章にもありますので、ここは全部支援・確認という言葉に統一した方がいいと思います。
- **原科共同議長** ではこれは、両方出ていると起草グループの方が困ってしまいます。議論した方がよろしいでしょうか。今日は議論をしないで、明日しましょう。
- **田中委員（環境省）** 村山委員がおっしゃったのは、当たり前なので(2)で十分だということなのか、それとも主体が相手国政府であるという積極的なことを言う必要が委員会としてあるのかどちらでしょうか。(2)だけですとそのことはありませんので、それはどちらにするのか大きな議論をする必要はないかもしれませんが、方向性は決めておいた方がいいのではないかと思います。
- **山田委員** よろしいですか。当たり前のようなことで、なかなかここは議論があって、最終的にこのようなことだったと思うので、(1)はこれが困るということではなく、これが当たり前だったからということなのです。これは残した方がいいと思います。
- **原科共同議長** それは明日議論しましょう。起草グループに回すのではなく、明日議論致しましょう。それでは次は40番の氏家委員、どうぞ。
- **氏家委員** これは用語の修正でございます。
- **原科共同議長** これはよろしいでしょうか。JICAのご意見はいかがでしょうか。
- **鈴木** JICAも同様です。
- **原科共同議長** はい。これは起草グループに回します。41番は村山委員です。
- **村山委員** これは先程の石田委員と同じ考え方です。
- **原科共同議長** これはそうすると、用語の修正のようなことで起草グループの方よろしいですか。次は42番です。
- **村山委員** 42番は委員会の当初から、中止にする場合はどのように考えるかというお話がありましたので、このような文言を含めておいた方がいいのではないかと思います。
- **原科共同議長** これはいかがでしょうか。ご異論がなければ次に進みます。よろしいですか。ではそのような修正ということに致します。次は42-aで、神田さんの追加のご意見でございます。
- **鈴木** 本日はいらっしゃらないと思います。
- **原科共同議長** これはどうしましょう。これは議論するのでしょうか。追加するかどうかということは、議論が必要ですね。では議論致します。43番はJICAのご意見です。
- **鈴木** ここは、1つは「調査等の報告書を」というクラリフィケーションで、もう1つ

は「必要な情報については現地語での提供」というように、「必要な情報」ということを入れておりますが、我々にとっては当然なのですが、「必要な」ということに関してご意見があるかどうか。我々はクラリフィケーションということで書きました。

- **原科共同議長** これはいかがでしょうか。どうぞ。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** ここまでディテールには要らないのではないのでしょうか。これは積極的にという姿勢を示すものなので、そこまでは要らないと思います。
- **原科共同議長** どうしましょう。
- **鈴木** そんなにこだわるものではありません。
- **原科共同議長** こだわらないということですので、元々の形でお願いします。次は 44 番です。
- **氏家委員** これは箇条書き全体の中での日本語の統一の問題です。
- **原科共同議長** 田中委員どうぞ。
- **田中委員（専門員）** JICA の事業の特性上、開発調査、無償資金協力、技術協力プロジェクトの間に違いがございますので、モニタリングという言葉について、技術協力プロジェクトは事業完了後も行う可能性もあると思ひまして、文言の修正として入れております。
- **原科共同議長** この件はいかがでしょうか。これは起草グループでお願いします。
- **鈴木** JICA も 1 つ意見を入れさせて頂いているのですが、「モニタリングやフォローアップを」と書いてあるのですが、協力事業完了後モニタリングはしません。協力事業完了後に行うことはフォローアップであって、モニタリングというのは、協力事業が進んでいる間にどうなっているのかを見るのがモニタリングです。言葉の使い方です。そのような趣旨でフォローアップをとということだけにしたのです。逆に言いますと、田中委員から出ました「JICA の事業実施体制を踏まえ、必要に応じて適確な」という方が、もし協力事業を行っている間のモニタリングを入れたいということであれば、そちらの文言の方がいいと思います。
- **原科共同議長** これは起草グループでいいですか。それともここで議論した方がいいですか。
- **鈴木** それほど大きな話ではないし、論点を呼ぶ話ではないと思います。
- **田中委員（環境省）** 大きな議論ではないかと思うのですが、整理の問題としてこのモニタリングをどのような意味で使うかは、一度きちんと議論してほしいと思います。
- **原科共同議長** では、これは議論致しましょう。今のは議論致します。それでは次に 10 ページに参ります。46-a は追加です。追加は自動的に議論にしましょうか。只今 45 分でまだ 10 ページですので、これは厳しいですね。そうしましょうか。次は 47 番です。よろしいですか。
- **田中委員（環境省）** この改善を検討すべき点のところ確か原科共同議長から、もっと項目だけなら項目だけにすべきではないかという意見が前回あったように思います。

そのあたり全体としてのトーンをどのようにするのか。現状でいいということにするのか、そのあたりご指示が欲しいと思います。

- **原科共同議長** それももう一回議論致しましょう。今日それをしてしまうと、どんどん時間がなくなってしまう。今の件もどのような形にするか、どのような表現にするのか。今の件はよろしいですか。では、47番は作本委員です。
- **作本委員** 先程37番にもありましたが、責任の所在というものは相手国政府であるのか、日本側であるJICAなのか。それを明確にする必要があると思います。特に今回事業の中止ということ念頭において、全体の構成を考える必要があるのではないかと。やはりそのあたりにも係ることなのですが、実施主体ということで明確にする必要があると思います。
- **原科共同議長** 氏家委員はいかがでしょう。
- **氏家委員** はい。相手国政府というものが、なんとなく使われているので、ここでクリアするために協力事業について要請を行ったというように入れたわけです。
- **原科共同議長** これは起草グループで大丈夫ですね。表現をクリアにします。48番は作本委員です。
- **作本委員** 同じ趣旨ですが、やはり中止ということが起こった場合、どのような条件でということがはっきりする必要があると思います。環境配慮実施の要件を採択段階だけではなく、事業の継続段階においても要件とすべきではないかと思えます。
- **原科共同議長** JICAのご意見はいかがですか。
- **鈴木** 単に採択とは何を採択するのかということで、「プロジェクトの採択」と入れただけです。
- **原科共同議長** 作本委員のご意見に対してはいかがですか。継続ということでよろしいでしょうか。議論が必要でしょうか。よろしければこれでいきます。OKということで対応して下さい。それでは50番は氏家委員どうぞ。
- **氏家委員** ここは相手国政府が積極的に行うべきだということで、あえて共同という部分は入れなくてもよろしいのではないかとということで、削除を提案しております。
- **原科共同議長** これはいかがでしょう。「参加による共同」を削除。少し私は気になりました。松本委員、どうぞ。
- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** これは協力事業ですので、一応協力事業については我々共同というコンセンサスがあると思います。
- **原科共同議長** 先程要請主義から参加・共同というスタンスの問題がかかると思うので、ここは議論が必要だと思います。それから50-aは作本委員どうぞ。
- **作本委員** 今のどちら側に責任があるかということで、国際条約を尊重か遵守すべきかという点ですが、相手国側で遵守されていない条約をJICAが遵守というのはおかしい。そこで、JICAの条約の尊重、相手国側には批准した条約の尊重と遵守ということが考えられます。この段階で相手国政府の責任と、JICA側のガイドライン遵守の責任を区

別して明示しておく必要があるのではないのでしょうか。

- **原科共同議長** これは追加の点ですから、明日議論致しましょう。11 ページは作本委員。これも提案ですね。
- **作本委員** 今の流れで、相手国政府の立場と JICA 側の立場を区別して、責任範囲を明示すべきだと考えます。
- **原科共同議長** 明日議論致しましょう。51 番は村山委員どうぞ。
- **村山委員** これは先程と同じ意味合いです。
- **原科共同議長** そうですね。吉田委員も同じですね。JICA の修正はいかがでしょうか。
- **鈴木** はい。JICA の修正の趣旨は、ここで役割というのは「開発途上国地域の持続可能な開発の推進に貢献することである」と、非常に広い意味合いのものになっておりましたので、もう少し具体的に何をするのか。環境社会配慮の役割として、「相手国政府が行う環境社会配慮が確保されることを確認し〜」と、具体的に何をするかという役割を示したものでございます。
- **原科共同議長** そうすると、「持続可能な開発の推進に貢献することである」の後に加えることになりますか。修正というのは、それをやめるということになりますか。
- **鈴木** 「持続可能な開発の推進に貢献する」というのは、もちろんそうなのですが、役割として規定した時により具体的なお話で、前文や色々なところに持続可能な開発の貢献のために環境社会配慮を行うということは出ておりますので、役割としては具体的に何をするのかを規定した方が分かりやすいのかという趣旨でございます。持続可能な開発の貢献をしないと言っているのではなく、ここで書く必要があるのかということでございます。
- **原科共同議長** いえ、ここで書くことの意味がまたあると思ったので、これを書いておいて今のを付け加える方法もあります。そうではなく、はずすということですね。
- **鈴木** それでも結構です。
- **原科共同議長** 出だしはかっこよくした方がいいのかと思って、具体的にこのようなことをしますという表現があるのかと思ったのですが、それは必要ないということですね。
- **鈴木** 我々はここの流れの役割と責任で、役割と作業という具体論に入っておりますので、それが JICA の趣旨でございます。
- **原科共同議長** 分かりました。これはどう致しましょう。起草グループにお任せ致しましょうか。
- **田中委員（環境省）** どちらでも結構です。
- **原科共同議長** 上の 2 つはよろしいですね。今の JICA の部分はいかがでしょう。これは時間が無いので、明日拾いましょうか。
- **吉田委員** 起草グループとして、あまり投げかけられても非常に困ります。これは OK だと思います。
- **原科共同議長** ということは、追加でなく修正ということではよろしいのでしょうか。

- 吉田委員 追加の方がいいと思います。
- 原科共同議長 追加の方ですね。では、追加で参ります。よろしいですか。このようなことで決まりました。山田委員、どうぞ。
- 山田委員 これはクラリフィケーションです。
- 原科共同議長 はい。そうですね。JICA の意見は削除とありますが、いかがでしょうか。
- 鈴木 この 52 は 51 の今申し上げたところに持って行きました。作業という役割の部分に持っていったということでございます。ですから 51 に先程の追加が入るのであれば、この 52 は必要なくなります。どちらに入れますか。
- 原科共同議長 作業の冒頭にこれを書くということですね。
- 鈴木 それか先程の役割のところを書くのかということですね。作業という言葉があまり適当ではないという感じがしましたので、実はその後ろの方が支援・確認というまさに定義しているところなのですが、この作業というのは適当ではないので、これは JICA の役割だろうということの上で上に持っていった部分でございます。
- 原科共同議長 なるほど。そうすると (1) と (2) もずれるのでしょうか。(1) と (2) の作業という言い方はおかしい、適当ではないということですか。
- 鈴木 定義なのです。ですから、ここはどのような言葉がいいのかご議論頂いた方がいいのかと思います。
- 原科共同議長 そこは議論が必要になりますか。今の部分は構成や表現を考えることになりますか。これは議論にします。あまり入れると大変になります。どうぞ。
- 松本委員 (メコン・ウォッチ) 私は今、鈴木さんのお話のように役割の中に吸収した方が、作業というのはよく分からない言葉だと思います。役割ということで吸収して、この 3 つの項目は役割の中に入れるという方が、すっきりすると思います。
- 原科共同議長 ②の JICA の作業はやめるというご意見ですか。私の意見としては、③は意思決定のところの 12 ページの 54-a ですが、(3) というのは③として「協力事業の意思決定と JICA の役割」と書いた方がいいと思います。役割という概念です。そのような表現にしようと思いましたが、今のような直しがありますと複雑になると思います。これは起草グループにお任せしてもよろしいでしょうか。いえ、我々も入りますから無責任に言っているわけではありません。
- 田中委員 (環境省) もちろんそうなのですが、(1)・(2)・(3) の構成をまず議論しておけばいいと思います。
- 原科共同議長 そうですね。そうしましょう。構成に対する議論はまとめて行います。51、52、53、54 はセットにします。55 も同じくセットということですね。55 番の山崎委員どうぞ。
- 富樫氏 全体のところは別表の表現に合わせたということなのですが、後段の「なお」以下のところは、先程の 20 のところでご議論があったところなので、その議論をして

頂きたいと思います。

- **原科共同議長** そうですね。わかりました。神田さんは「停止・中止を含めた意思決定」です。これは先程の意思決定の問題と同じですね。JICA のこの意見は同じですか。
- **鈴木** これは外務省に具申するというところまで、意思決定の一環としてしなければならぬのではと思いましたので、そこまで盛り込んだということでございます。
- **原科共同議長** はい。この部分は一環としてまとめて議論して整理したいと思います。次は 55-a。これは私です。JICA の意思決定とそれ以外の関係を整理した方がいいということで、今のことに関連した同じようなことでしょうか。この 55-a までは今の意思決定の仕組みについてどこまできちんと整理して書くかということで、明日議論したいと思います。次は 56 番。
- **氏家委員** これは先程の別表の議論に通ずるところなのですが、同じような話が何度も出て参りますので、ここは「例えば」以下は、おそらく修正された別表できれいに整理されれば、あえて書かなくてもクラリファイ出来ているのではないかという趣旨です。
- **原科共同議長** 今のご意見いかがでしょうか。村山委員の意見はいかがでしょうか。
- **村山委員** これは先程の意見にも関連するのですが、JICA の責任ということだけですから、あえてここは必要ではないと思ったのですが、そうでもなさそうなのでいれておいてもいいと思います。
- **原科共同議長** ご意見はなしということになりますね。それでは JICA の方どうぞ。
- **鈴木** これは、ここの部分の文言を少し整理しました。趣旨はこれを入れている部分なのですが、少し整理をして文言の書き方を変えました。つまり JICA は相手国政府の責任にて行われる環境社会配慮が適切なものとなるよう JICA 環境社会配慮ガイドライン及びその他の関係法規に従い、必要な支援、確認及び意思決定を適切に行う責任を有する。ここに書いてある 56 の文言は、これについては相手国で行われる、一方 JICA はこうですという書き方になっているのを、少し整理して記したという形になっています。JICA の責任というところが表題ですので、JICA の責任は一体何なのかということ、JICA を主語にして整理したということでございます。
- **原科共同議長** はい、どうぞ。
- **氏家委員** 今私が申し上げたことは、56 と 57 を勘違いして申し上げてしまいました。56 は JICA がおっしゃったように、私も整理した方がいいと思ひまして、言い換えただけです。先程私が申し上げた意見は、57 に対するものです。失礼致しました。
- **原科共同議長** そうすると、56 は言い方を整理するということよろしいですか。起草グループは対応できますか。57 は次のところで、13 ページです。氏家委員は修正・削除です。村山委員は無償資金協力の部分を付け加えるということです。
- **村山委員** 無償資金協力だけ記述がなかったの、これを加えてはどうかという話です。ただし、それによって少々正確な記述になるかわかりません。
- **原科共同議長** JICA の方どうぞ。

- **鈴木** 技術協力プロジェクトの部分なのですが、技術協力プロジェクトは、もちろん JICA も相手国と一緒にいきますので、責任を負う部分ではありますが、相手国政府の実施機関という相手国自身といったものも、当然ながら責任主体というものを持っており、そこで一緒になって事業を担う。JICA が行う協力事業の実施の自己部分において責任を負う。少しその責任という言葉になってきましたので、明確に定義をした部分でございます。
- **原科共同議長** 56、57 の責任のところの文章を少し直したものを出して頂いて、明日議論した方がいいかもしれません。どうですか。JICA の責任ですから、書きやすいのではないですか。
- **鈴木** JICA としては書きやすいです。
- **原科共同議長** そんな感じがしますが、いかがでしょうか。
- **鈴木** それが必要でしたら、もう一度この部分の修正の 2 つを直します。
- **原科共同議長** ③の JICA の責任の部分ですね。その部分をお願いします。それでは先に参ります。13 ページ下の「3.3 JICA による環境社会配慮の重点」で、氏家委員からのご意見です。
- **氏家委員** 文言の修正です。
- **原科共同議長** 58 は次のページと繋がっています。
- **氏家委員** 次につきましては、当初は①から⑥ということで、重点項目が羅列されていたのですが、JICA が行うという形があまりにも強調されすぎていました。JICA は相手国政府に対して、このようなことをさせる、してもらおうという趣旨に用語を変えたということと、全体を整理し直したということところです。
- **原科共同議長** この点について JICA の方はいかがでしょうか。作本委員、どうぞ。
- **作本委員** すみません。やはり相手国政府の責任や役割をきちんと明示しないと、JICA とのやりとりの中で、将来的な事業の中止や、異議申し立てなどの場面で、予想のつかない混乱が起こる可能性があるのではないのでしょうか。きちんと全体として、相手国の責任の範囲を明示すべきである。
- **原科共同議長** 他のご意見ございますか。今おっしゃったような方向で直して頂けますか。田中委員どうぞ。
- **田中委員（専門員）** してもらおう、させてもらおうというのは少々違います。英文を念頭において書いた方がいいと思います。
- **原科共同議長** これは起草グループにお願いすることに致します。もう 1 時間ほど経ちましたが、まだ 14 ページです。困りました。どのような進め方がよろしいでしょうか。今のような進め方ですと、なかなか進みません。しかし、このようにしないと、うまくいかないような気がします。これしかないですね。さっと進めてしまうと、やり直しになってしまいます。では、先に進めます。61 は川村委員です。
- **川村委員** 私の提案は、61、62、63、63-a とアカウントビリティ、透明性、ステーク

ホルダーの参加のために情報公開があるのだという形で整理をし、アカウントビリティと透明性というのを1つの項目に立てたというものです。整理だけといえば整理だけなのですが、透明性と説明責任を目的の1つとしてきちんと明確にした方が、後のところにも関係してくる。アドバイザーコミッティの位置づけ等にも関係してくるので、この方がいいだろうという趣旨でございます。

- **原科共同議長** これは議論が必要に思えますが、いかがでしょうか。まとめて議論致します。その次15ページに参ります。すみません、先に行き過ぎました。63です。
- **松本委員 (FoE Japan)** すみません。私もこの環境社会配慮の重点というところの後に、重要な視点というところに関連してくるところだと思います。特にステークホルダーの参加に関しては、その後の項目の中でも参加と、参加で出された意見を意思決定に反映するというような、実際のガイドラインの構成の中でそのような書き方になっております。この骨子の中でもステークホルダーの参加を推進し、ステークホルダーの意見を意思決定に十分反映する。そこまでがステークホルダーの参加というものの意味をきちんと書いた方がいいのではという趣旨でございます。
- **原科共同議長** これは明日の議論の時に含めます。次は、藤本さんのご意見です。いらっしゃいますか。これは61から63まではセットで議論したいと思います。次はJICAからの意見です。15ページです。
- **鈴木** 先程の件と同じです。完了後はフォローアップという意味でございます。
- **原科共同議長** はい、それでは66は澤井委員どうぞ。
- **澤井委員** この社会的・制度的条件というのは、非常に書き方が難しいと思うのですが、総論では皆さん納得するのですが、個別・具体的にになると果たしてこれだけなのだろうかと色々な議論を惹起しかねないので、総論で納得できるものは、総論的な記述で留めておいた方がいいのではないかと。そして紛争国の話を、ここで特にということでは付け加えましたのは、社会的・制度的条件というのは紛争国であろうがなかろうが、アプローチ方法やチェック項目は全て満たされるものであって、特に紛争国のようなところに配慮することがあるかもしれないということで、ここも総論部分でまとめてしまったというコメントです。
- **原科共同議長** 分かりました。氏家委員は次のパラグラフは全部削除した方がいいという意見ですね。
- **氏家委員** はい。これも今の澤井委員の意見に通ずるところですが、全体的に文言が多くなっております。ですからコンパクトに総論的に書いた方がいいのではないかとという趣旨からの削除という意味合いです。
- **原科共同議長** 他にご意見ございますか。JICAのご意見をどうぞ。
- **鈴木** この最後のところに、「環境社会配慮の確保を実現するものではなくてはならない」というのは言葉としておかしく感じます。「環境社会配慮は確保を実現するためのものではなくてはならない」という「ため」を付け加えたのが1つ。それから「この点

を実施に当たっての留意事項として」というのは文言が不明確である。そのような点でございます。

- **原科共同議長** はい。それでは、これは議論が必要だと思います。文言の修正の前に、どのような扱いにするか議論しておきます。67番どうぞ。
- **澤井委員** これは今のとセットです。
- **原科共同議長** 山田委員どうぞ。
- **山田委員** 趣旨はあとから出てくる河野委員と同じでございます。ただ澤井委員、氏家委員のような形でコンパクトに書くというのであれば、そもそもこの修正は要らないということになると思います。
- **原科共同議長** 川村委員どうぞ。
- **川村委員** 私もここは議論ということでお願いします。
- **原科共同議長** はい。67もセットになりますか。そうですね。河野委員もそのようなことで、よろしいですか。68番です。
- **澤井委員** 基本的な考え方はご説明したとおりなのですが、必ずしも条約の批准状況についてこれだけが有効だと思いませんし、国のレベルと事業サイドのレベルなど全く社会環境が違ったりと色々な例があるので、あくまでも様々な情報の1つとして扱う方がいいのではないかと思います。
- **原科共同議長** 氏家委員は削除ですか。
- **氏家委員** はい。趣旨は同様なのですが、ここの部分につきましては前回の起草グループ案の10ページ一番下段のところと内容が同じではないかということで、重複を避けるための削除という意味合いです。
- **原科共同議長** 川村委員はもう少し書いた方がいいということだと思いますが、ご意見どうぞ。
- **川村委員** そうですね。それほど澤井委員の意見と違いはないと思うのですが、少々ペンディングにして下さい。
- **原科共同議長** そうすると澤井委員の趣旨で直すのがよろしければ、そうしたいと思います。
- **川村委員** そうですね。それでOKです。
- **原科共同議長** そうすると澤井委員の表現に直すので、氏家委員は削除しなくてもいいですか。
- **氏家委員** あえて重複しても強調して書くのであれば、それは構わないと思います。
- **原科共同議長** そうしましょう。あまり議論を残しても大変ですから。17ページのJICAは同じような趣旨ですね。JICAの意見では、こちらの方がいいのですか。
- **鈴木** すみません。今どちらの話ですか。
- **原科共同議長** 17ページの1番上68のところです。
- **鈴木** これは澤井委員の意見ということであれば、なしで結構です。

- **原科共同議長** はい、わかりました。69 に参ります。早すぎますか。
- **松本委員 (FoE Japan)** 先程の 68 の議論なのですが、澤井委員の意見というのは参考になり得るといようなことで、元々のこの趣旨というのは確認することが有効であるということですので、意味は違うと思います。それで本当にいいのですかということをお聞きしました。
- **原科共同議長** 異論があるので、議論に残します。明日議論致します。69 です。
- **石田委員** JACSES の石田です。書かせて頂きましたのは、このような援助案件自体が紛争の助長を起すかどうかに関する配慮について、この本ガイドラインでも可能な限り配慮を行って頂きたいという趣旨であって、実際の提言と異なるということです。あと、今日議事資料 3 ページにもこのコメントに関する補足資料として、1 つのケースを掲載させて頂きました。それから日本国際ボランティアセンターの高橋さんからも同じ箇所について、似たようなコメントがありますので、是非ご議論頂ければと思います。
- **原科共同議長** はい。これは議論が必要でしょうか。簡単にいきそうではありません。田中委員どうぞ。
- **田中委員 (専門員)** 議論されるのであれば、私はこのパラグラフは 4 の日本政府に求められる取組のところに異動するというので、そこに述べたらよろしいのではないかと申し上げた次第です。
- **原科共同議長** JICA の方はどうでしょうか。
- **鈴木** 「別途のチェック」というのは不明確でしたので、ここの部分はむしろ「別途政府により判断される」という趣旨かと思いきコメントしております。議論頂く中でクリアになってくると思います。
- **原科共同議長** その次は「戦略的環境アセスメント」。これもお願いします。「考え方の活用」の方がいいということです。
- **鈴木** タイトルなのですが、SEA としか書いてありません。その考え方を活用していくという趣旨が文中にあるので、その方がタイトルは適切かと思いきまして修正致しました。
- **原科共同議長** それでいいですね。これは起草グループに直して頂くことにしましょう。次の 70 は私です。これを説明すると、世界の趨勢だということを書いた方がいいと思いました。EU しか例が書いていなかったもので、EU だけだと特異なようですが、実は世界の大きな流れですから、それが分かるような説明がいいかと思いき意見を出しました。いかがでしょうか。よろしければ、これはこの形にして頂きます。いいですか。それから環境省の田中委員、どうぞ。
- **田中委員 (環境省)** 趣旨は分かりますが、少し断定調を緩やかにしているくらいのことだと思います。
- **原科共同議長** そうですね。表現の問題です。だいたいこのような表現がいいだろうということですか。はい、どうぞ。

- **氏家委員** 原科共同議長のコメントですが、確かに EU や欧米諸国ではこのような動きが進んでいることは確かだと思います。途上国ではこの取り組みがなかなか難しいのが実状かだと思います。修文としては入れていないのですが、是非そのような観点からも入れて頂ければと思っております。
- **原科共同議長** 世界銀行が 90 年代中頃からセクター別の戦略アセスを始めていますから、そのような意味で途上国も関係ないわけではないので。難しいことは分かります。おっしゃることも分かります。流れとしてはそうなっているということです。どうしましょう。新しい動きのところではこれは一応このような趣旨にしますが、起草グループで少しご検討下さい。
- **作本委員** これはこのまま入れた方がいいと思います。新しい動きと認識しておりますので。
- **原科共同議長** はい。そのようなことで氏家委員よろしいですか。
- **氏家委員** はい。あくまでも事実としてされているところだと思います。
- **原科共同議長** そうすると、田中委員の表現はこのようにしたことの方がいいということです。それから村山委員どうぞ。
- **村山委員** ここは政策を加えるというだけの話です。
- **原科共同議長** そうですね。このあたりはそれぞれのご意見の形で直して頂きたいと思います。それでは次に参ります。事実関係ですから、あまり議論は要りません。次の 18 ページは松本委員です。
- **松本委員 (FoE Japan)** 同じく戦略的環境アセスメントのところなのですが、原科共同議長のお話の中で、戦略的アセスメントは事業の必要性の判断を行う上で非常に重要であるというお話がありましたので、そこの趣旨がこの文章の中に入っていないのではないかと思います。どのように入れたらいいかと考えたところで、「最小限の環境防衛に止まることや」の後に「合理的で社会的に公正な事業の意思決定を行うために、事業の必要性の判断を行う必要があること、また累積的な影響を判断する必要があること」というように間に例えば入れてみてはどうだろうか。これは後のガイドラインの構成と内容にも関わることだと思いますので、是非必要性の議論が戦略的アセスメントの中で必要だというような議論は、なんらかの形でこの項目に入れて頂きたいと思まして、修正を提案致しました。
- **原科共同議長** 少々全体的に長くなってしまいます。少し文章を分けて、今のような趣旨を盛り込みますか。田中委員、どうぞ。
- **田中委員 (環境省)** 松本委員の趣旨は分かりますが、そもそも戦略的環境アセスメントという世界や、EU・世銀の用語の中で、この社会的なことというのはどのように位置付けられているかということについて、よく私も承知しておりません。そういったところまで含み得るものなのかどうかということは、整理の問題として考えて頂きたいというように思います。

- **原科共同議長** 社会的公正というのは当然のことではないのですか。
- **田中委員（環境省）** それは大丈夫ということですか。
- **原科共同議長** 大丈夫というよりも、これは当然だと思います。むしろそれがないという方がおかしいのではないのでしょうか。
- **村山委員** むしろいわゆる事業アセスメントより戦略的環境アセスメントの方が、評価項目の幅は広いと思います。事業アセスメントでは環境しか扱わなくても、戦略的環境アセスメントでは社会や経済も扱わないと、松本委員がおっしゃったように必要性の議論が出来ません。社会的側面については、戦略アセスの標高目として含まれているほうが、むしろ一般的ではないかと思います。
- **田中委員（環境省）** それ自体は分かるのですが、戦略的環境アセスメントというような項目の中で、社会的な問題を扱うのはよくないと言っているわけではないのですが、そのような整理の問題としてどうすればいいのかということですか。
- **原科共同議長** これに関しては、社会的公正と言っているのです。つまり民主性ということと言っているのです、今おっしゃった社会的影響をどこまで詳細に把握するかというのは、少々違うフレーズの話だと思います。
- **田中委員（環境省）** そのような整理をして入れるということであればいいと思います。
- **原科共同議長** 住民参加が必要だということと同じことです。では 70 のところは概ねこのようなことで、起草グループで対応して頂いてよろしいのでしょうか。少々文章が長すぎるので、分けた方がいいと思います。どんどん長くなってしまいます。71 は田中委員お願いします。これは表現でしょうか。よろしいですね。JICA の意見もこれはケアレスミスですね。72 番です。
- **氏家委員** ここの部分は 3-4 の配慮すべき視点ということでございますので、あえてガイドラインで具体的プロセスを明らかにするということまで、記述する必要があるのだろうかということ。それから果たして具体的に SEA のプロセスをガイドラインに示すべきなのか。あるいは示せるのかという問題もありますので、ここは配慮すべき視点ということから考えますと、この文章は要らないのではないかということ、削除を提案しております。
- **原科共同議長** これはどうでしょう。松本委員どうぞ。
- **松本委員（FoE Japan）** これは実際の構成と内容の中でも、戦略的アセスメントの考えにそってという文言は出てきておりますし、具体的にはこの構成と内容の中で、戦略的アセスメントの手続きは出来る限り書き込んでいこうというような議論だったと思いますので、この文言はきちんと残す必要があると思います。
- **原科共同議長** どうしましょう。これは議論があるもののでしょうか。これまでの議論だと出てきたことです。今これを削除とすると、おかしくなると思います。どうでしょう。今井さん、どうぞ。
- **JICA 国際協力専門員 今井氏（以下 今井専門員）** JICA 専門員の今井です。私は

氏家委員の意見はよくわかります。そう申しますのは、このガイドラインで一応事業アセス的、実際の評価のプロセスとして考えているのは、先方の法で定める EIA 手続きとの関連も考えて検討されていると思います。ところが戦略的アセスメントで法に基づいて、しっかりしたアセスメントの評価のプロセスが、法律等で決められている例というのは非常に少ないと思います。そのような点でいうと、具体的プロセスを明らかにすると指示された場合に、その参考になるプロセスはどこにあるのかということが求められてくると思います。そういった点では戦略アセス的なレベルでの評価、あるいは政策的に決定されるプロセスと、法に基づく事業の承認のプロセスが非常に明快に法律でも定義されている事業アセスとでは世界が違います。世界が違うものをこのガイドラインで、具体的プロセスまで明らかにしなさいというのは、非常に困難な作業だと思っております。

- **原科共同議長** それは提言ですから、それを言い出すと提言なのか JICA が作ったものなのか分からなくなってしまいます。あまりそれを強調されるのも困ると感じます。
- **今井専門員** ただガイドラインにおいて、具体的なプロセスを明らかにするという提言はわかりますし、考え方をなるべく活用するという文章がありましたが、これも理解できます。努力目標です。例えばガイドラインにおいて、具体的プロセスを明らかにしなさいと言われたら、これは明らかにする義務があります。
- **原科共同議長** ただ法制度等とは別だと思えます。どうぞ。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** 考え方の適用には合意できるけれど、プロセスは示せないというのは、どのようにして考え方を導入するのがよく分かりません。考え方を導入するだけでは一体どうすればいいか全くわからないので、考え方を導入するイコールある程度プロセスを明確にするということだと思います。
- **今井専門員** 具体的プロセスというのは、例えばガイドラインでも事業のアセスをする時に、先方の EIA との関係も見ながら、要するに向こうのプロセスに基づいて、事業実施や事業の承認が、JICA の環境社会配慮調査の結果を反映できるような形で持っていく。その結果は、先方の EIA のプロセスにおける事業実施の承認という形で実現されると思います。そのような法に基づくようなものに対応するような戦略的アセスメントのプロセスが、途上国においてあるのかどうか。まずその点が少し気になっているということで申し上げます。ですから、そのような点で努力目標として、例えば代替案の適用や検討ですとか、そのようなかなり前の上位の部分での検討に、戦略的環境アセスメントの検討や考え方を活用していくということは、十分あり得るのではないかと思います。ただ戦略的アセスメントそのもののプロセスが、法律等で規制されていない場合、どのようにこのガイドラインでプロセスを明らかにするのは、非常に難しい課題ではないかということです。ですから、そのあたりについて十分な資料や情報があれば、それについて検討していくということの努力はすべきだと思います。このガイドラインで明らかにするという作業は、それとはまた違って非常に厳しいものを要求される

のではないかと思います。この点についてご理解頂きたいと思います。

- **原科共同議長** これはまた改めて明日議論をしましょう。これを始めてしまうと止まりそうもありません。次は「環境管理システムの支援」について村山委員どうぞ。
- **村山委員** ここは 73 も含めて「環境管理システム」という表現よりは、「環境管理計画」の方がより適切ではないでしょうか。あくまでもプロジェクトに関係するということですが、そのような表現に変えた方がいいということで挙げています。
- **原科共同議長** はい。三原さんはカタカナにした方がいいということでしょうか。
- **M&Y コンサルタント 三原氏（以下 三原氏）** よろしいですか。この「管理」というのはコントロールも管理と訳されておりますので、マネジメントについては管理システムと当初は言われておりましたが、今は環境マネジメントシステムとして日本語にすると合意されておりますので、そのようにお願い致します。
- **原科共同議長** あまりカタカナを使わない方がいいと言われます。
- **三原氏** これは日本適合性認証機構の正式な文言です。
- **原科共同議長** そうですか。今の件はどうしましょう。
- **氏家委員** 私は 73 で、逆に「環境管理計画」というのを「環境管理システム」という言葉で統一してみてもどうかということで修文を提案しております。この「環境管理計画」といいますと、いわゆるリージョナルな管理計画でございますとか、そのようなものと勘違いする恐れもあります。いわゆる事業を行って、プラン・ドゥー・シーの 1 つのサイクルをここでしっかりするのだということから、環境管理システムの方が分かりやすいのではないかとということで提案しております。
- **原科共同議長** この③のところは、72 の後半・73 について議論をしましょう。氏家委員、下の方もそのような趣旨ですね。山崎委員はいかがでしょう。
- **富樫氏** 文言として「望ましい」というところを、修正として出させて頂いております。基本的に相手国の能力に応じて、必要な支援を行うという JICA のスキームの性格を勘案しますと、「必要である」や「しなければならない」というような必須条件にはならないのではないかとこの考えから、修文をさせて頂きました。
- **原科共同議長** はい。村山委員や三原さんからご意見頂いておりますので、これはまた明日議論致しましょう。19 ページの下 74 は氏家委員です。
- **氏家委員** 趣旨は変えておりません。全体的に分かりやすく修文したというのが、ここで提案している趣旨でございます。
- **原科共同議長** 山崎委員はいかがですか。
- **富樫氏** 73 で申し上げた通りの趣旨で「望ましい」というところを修正させて頂いております。
- **原科共同議長** 村山委員はいかがですか。
- **村山委員** これは文言だけです。
- **原科共同議長** そうするとこの部分は「望ましい」というところ以外は、文言でいいの

でしょうか。田中委員どうぞ。

- **田中委員（専門員）** 私は、このところに「環境社会配慮が不可欠である対象プロジェクトの場合」というような言葉を入れまして、環境管理計画も色々な範囲がありますので、「環境社会配慮に必要となる範囲で」という言葉を入れた次第です。これは文言になります。
- **原科共同議長** はい。三原さんどうぞ。
- **三原氏** こちらの最初の文を拝見した時に、マネジメントシステムの実際の応用面について、いわゆる ISO14001 という大きなものを考えておられる気がしたものですから、もう少し前の段階でもありますよということで、詳しく書いたということです。
- **原科共同議長** JICA の方はいかがですか。
- **鈴木** はい。基本的にももちろん影響が重大なものと言いますか、JICA が環境社会配慮計画を行うものについて、環境管理計画を作られるのは当然だと思のですが、システム自身が本当に動くようになるようなところまで、JICA として協力事業実施終了後もチェックをして、モニタリングしてということが出来るのかというところで、我々は細かい修正を入れております。趣旨としては三原さんのコメントのような、「環境マネジメントシステムの基本を取り入れた仕組みを策定し、プロジェクトを実施し、協力終了時にチェック」といったような支援は、これだけで大きな支援、これだけで技術協力に値するようなものになってしまいますので、ここまでは環境社会配慮ガイドラインでやる話とは趣旨が違うのではないかと。環境社会配慮するにあたっての先方政府が、環境管理計画を作る。それがどうなっているか、モニタリングするという自身はわかるのですが、システム構築の支援というのはまた別の枠組みではないかということの趣旨で、このような細かい修正をさせて頂いております。
- **原科共同議長** この部分たくさん意見を頂いておりますので、まとめて先程のところとセットですから、環境管理システム/環境管理計画でしょうか。まとめて議論したいと思えます。11 時 30 分になりましたので、ここで休憩を取ります。20 ページまでようやく辿り着いたのですが、この先どうしたものかと思いました。大分急ぎましたが、でもこのペースでやるしかないですね。それでは 10 分間休憩して、11 時 40 分から再開致します。

-----◇-----
休憩 11：30～11：40 （10 分間）

- ◇-----
- **原科共同議長** では 11 時 40 分になりましたので再開致します。20 ページの一番下になります。「④ 国際人権法等の尊重・遵守」。修正として澤井委員からは「人権等の尊重」となっております。
 - **澤井委員** これも総論的な書き方がいいのではないかと思います。遵守は作本委員がコメントをしていらっしゃる通りの理由で、その方がいいだろうと思えます。

- **原科共同議長** 作本委員の意見はいかがでしょうか。
- **作本委員** 日本側は尊重までで十分ではないでしょうか。
- **原科共同議長** 山田委員はやはり遵守を削除、河野委員は人権法等の尊重。やはり尊重というのが多いです。JICAは尊重ですか。
- **鈴木** 同じでございます。
- **原科共同議長** これは尊重でよろしいでしょうか。遵守までは入れず、尊重までの表現にするということでもよろしいでしょうか。それでは、これは尊重という表現にするということ、人権等の尊重なのか、人権法等の尊重なのか。これはどちらでしょう。
- **鈴木** よろしいでしょうか。私どものコメントは、「人権等に関する国際条約等の尊重」と「等」が多いのですが、人権だけではなく人権等に関する国際条約等ということで、少し広めにとったという趣旨でございます。
- **原科共同議長** これはどうしましょう。これは簡単に答えが出せれば出したいのですが、難しいでしょうか。澤井委員どうぞ。
- **澤井委員** 私が「法律」としたのは、人権ということを議論すると法律に書かれていることだけではないだろう。個別プロジェクトに入っていくとレベルが異なることもあります。そうすると総論的な言葉遣いの方が、なんとなく皆さんは納得できる言葉遣いになるのではないかという趣旨です。
- **原科共同議長** そうすると、「人権等に関する国際条約等の尊重」ならよろしいですか。条約等だけでは足りませんか。
- **澤井委員** 羅列し始めると、いくつもいくつも出てくる可能性があって、そこは皆さん人権で分かるのではないかという気がします。
- **原科共同議長** 議論になってしまいますね。
- **作本委員** 国際人権という用語でいいのか、その他の等に入れてしまうのは問題があると思いますので、やはり議論した方がいいと思います。
- **原科共同議長** やはり議論になってしまいますか。大変なことになりますね。21 ページ下の澤井委員の意見でございます。これも先程の続きでしょうか。
- **澤井委員** これも趣旨は今の通りでございます。それから原文にあります「国際的に確立した人権基準に違反する」という基準とは何か。違反というのは、先程の遵守の話になってくるので、そこを踏まえた修正案を提示して頂きたいと思います。
- **原科共同議長** 山崎委員の意見はいかがですか。これも同じような趣旨ですか。河野委員も同じでしょうか。
- **富樫氏** 日本が批准していない条約までも相手に強要することが必要なのかどうかという観点から、コメントをさせて頂いております。特にチェックして問題ないということであれば、ここの記述については特にこだわりはありません。
- **原科共同議長** 確認するということです。河野委員は先程と同じような意見になりますか。ではこれは、74の議論とセットで考えておきましょう。

- **鈴木** 1つだけよろしいでしょうか。JICA のところで、削除と入れてあるのですが、これは JICA が違反するというものではありません。違反することがないようにしなければならぬという、あたかも違反しているかの如く印象を与えてしまいます。例えば河野委員の修文のように、十分尊重したものでなくてはならないというのであれば、当然そのような趣旨だと思うのですが、違反というのはあまりにもきついのではないかというのが、我々の削除という趣旨でございます。
- **原科共同議長** なるほど。22 ページ 76 に参ります。
- **澤井委員** 私のコメントは、人権基準という言葉は避けた方がいいという考え方と、JBIC のガイドラインの書きぶりに少し合わせたということです。
- **原科共同議長** 氏家委員どうぞ。
- **氏家委員** はい。これは冒頭に議論がありました、表現を少し柔らかくするという意味での提案でございます。
- **原科共同議長** 村山委員どうぞ。
- **村山委員** これは一般的に言われている基準という言い方をすると、非常に定義が難しいと思いましたので、そのあたりははっきりさせた方がいいということです。
- **原科共同議長** JICA の方どうぞ。
- **鈴木** これは言葉の並び替えで、クリアにしたという趣旨でございます。
- **原科共同議長** そうするとこの部分は、起草グループで対応できますか。議論でセットした上でということですか。そう致しましょう。これも先程の続きで、まとめて議論するという事です。次は 77 です。
- **澤井委員** この趣旨は、前段の 75 のところでカバーされているという意味です。
- **原科共同議長** 人権のところは、ご意見が多いですね。これはまとめて議論と致します。では、23 ページ下。「4. 我が国政府等に求められる取組」。これは我が国というのは、日本にした方がいいという議論があったので、単純に意見を申し上げました。これはよろしかったでしょうか。そのような議論になったと思いますが、そうではありませんでしたか。見出しで我が国というのはどうかということでした。松本委員、どうぞ。
- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** 確かに政府という文章であればまだ分かりますが、我々の研究会が「我が国」と使うのはどうかと思います。ここに書いてあるように、日本の方がいいと思います。
- **原科共同議長** ではそのように直して下さい。ではその次 24 ページは村山委員のご意見です。
- **村山委員** これは構成の問題なのですが、この章は JICA の事業を有効に進めるための取組の部分と、こういった取組を他の事業にも適用していこうという 2 つがあると思います。これは明確に分けておいた方がいいのではないかとということで、1 から 7 まで項目を続けるのではなく、2 つの節に分けて書いたらどうかという趣旨です。
- **原科共同議長** はい。では構成の問題とすると、次の松本委員、私のはどうでしょうか。

私のはたいしたことはないのですが、松本委員はいかがでしょう。

- **松本委員 (FoE Japan)** これは前回の委員会の時も、JICA の環境社会配慮ガイドラインに合わせて、ODA 全体の関係省庁に関わるようなものを、どのように委員会として提言していくのかという部分を、ある程度含めていった方がいいのではないかという趣旨から、もう少し ODA 事業の実施にあたっての JICA 以外の環境配慮をどのように進めていくかということも、非常に重要であるというような内容を、何らかの形の文言で入れた方がいいのではないか。最初のところに、「日本政府に求められる取組」の中で、最初に書いてはどうかというような趣旨の提案です。文言は訂正して頂いても結構なのですが、そのような趣旨が項目の最初に入っておく必要があると思いました。
- **原科共同議長** 今の意見はどうでしょうか。このような書き方にするかということ議論した方がよろしいでしょうか。
- **鈴木** 重要なご指摘だと思います。ここは最初の段階で、きちんと書いて頂くことが重要なのではないかと思います。
- **原科共同議長** それから次の 79 は私の意見もございませぬ。これは関係主体の中身を具体的に示した方がいいでしょうという表現の問題です。山田委員はいかがでしょう。
- **山田委員** 基本的には原科共同議長と同じ趣旨でございませぬ。
- **原科共同議長** そうですね。JICA の方はいかがでしょう。
- **鈴木** 協力スキーム、ODA など少しくラリファイしたところとございませぬ。勘案というのも分かりにくいので、「重要性が明確に認識」というような形に変わっています。
- **原科共同議長** はい、この部分はそれでは起草グループでまとめて下さい。だいたいそのようなことで、統一的な見解です。次は 25 ページ 80 の山田委員。これも先程の続きですね。では、80-a で JICA の方どうぞ。
- **鈴木** はい。ここは JICA の部分でないところについて、やはり中期政策で環境社会配慮の適正性が謳われておりますので、そこでもきちんと確保されることが望ましいのではないかと。JICA・JBIC のガイドライン以外の部分もということを入れておりますので、もし他の部分でこの趣旨が、先程の松本委員のところも含めて整理ができれば、特にこだわるものではございませぬ。
- **原科共同議長** 分かりました。これは追加自体問題ないと思います。むしろそのようなことだと思います。では、基本的に OK です。ただ明日の議論によって、他で整理できれば表現は変わるということにしたいと思います。81 はプロジェクト形成段階のところですね。
- **氏家委員** 81 は検討よりも配慮という言葉とした方がよろしいのではないかと考えて、提案しております。
- **原科共同議長** 環境社会に配慮するということですね。これはどうでしょうか。社会影響が検討される。どのようなことでしょうか。配慮という言葉ですね。環境社会影響が配慮されている方がいいのではないのでしょうか。どうでしょうか。環境社会の配慮の方が

よろしいでしょうか。では、これはいいですね。次に田中委員です。

- **田中委員（専門員）** ここに追加と致しまして、大規模インフラ案件・カテゴリ A にあたるような案件を対象とするようなプロジェクト形成調査という場を通じて議論する場合には、双方でこういった環境社会配慮の姿勢についてこの時点で合意を図ることが、次の要請段階に繋がる意味で大事だと思って付け加えております。
- **原科共同議長** これはよろしいでしょうか。ご異論がなければ追加致しますが、議論は必要でしょうか。山田委員は何かありますか。
- **山田委員** これは JICA が行うものでないプロジェクト形成。ここは日本政府等に求められる取組なので、そのような趣旨なのでしょうか。全体の文脈とはずれるような気がしたのですが。
- **原科共同議長** 今の件どうぞ。
- **田中委員（専門員）** そうですね。それにつきましては、ただプロジェクト形成調査も外務省の皆さんとご相談しながら行っていくという意味では、JICA が独自で行っている形ではないと私はそのように理解しておりました。
- **原科共同議長** どうでしょうか。追加した方がいいかどうか。どうぞ。
- **深田** 私も山田委員のおっしゃられた方にむしろ賛成で、プロジェクト形成を実施する際となると、これは政府があたかも実施するという形になりますので、このような趣旨を生かすならもっと他のところで検討した方がいいのではないかと思います。
- **原科共同議長** そうですか。これは再検討の方がよろしいですか。そうすると、どうしたらよいでしょうか。
- **田中委員（専門員）** また再提案させていただきます。
- **原科共同議長** そうですね。再提案お願いします。次は要請段階です。澤井委員どうぞ。
- **澤井委員** このポイントは何を目的として、どのような情報を求めるのかということをはっきりさせた方がいいだろうと思いました。全てが分かっているわけではないので、カテゴリ分類が出来ることが重要なのだということを強調しております。
- **原科共同議長** 山田委員はいかがですか。
- **山田委員** これは文言の整理です。
- **原科共同議長** ここは修正案のようにした方がよろしいですか。松本委員、どうぞ。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** 議論に回してもいいのですが、澤井委員の書かれた文書は非常に賛成です。ただ本論の方は案件採択の可否の判断、あるいは協力事業の内容の検討を行うために重要ということです。カテゴリ分類プラスのところがあると思いますので、この書き方は澤井委員の方は少し簡潔に書かれ過ぎていると思うので、この2つを合わせた感じがいいと思います。カテゴリ分類を含めた上で、本文の方も重視するというような文言整理であればそれでいいと思います。
- **原科共同議長** では、両方の要素を含めるような形で直して頂くという対応できますか。起草グループの方はよろしいでしょうか。では、お願い致します。

- **氏家委員** このところにカテゴリ分類の話を出すのはいいと思うのですが、この前段にカテゴリの話というのは全く出てきていないので、急にここでカテゴリが出てくると、カテゴリとは何だという話になりかねないという感じも致します。私は別のところで提案しているのですが、用語の定義が今は構成と内容の方に入っております、前に持ってくるというようなことが必要になってくるかという感じがします。
- **原科共同議長** そのような整合も図るようにして頂くということにします。今の 82 は、両方のそういった趣旨が反映するような形でコンパクトにまとめ直して頂く。政府においては関係主体という表現に直すという、それはよろしいですか。そう致します。では、83 は澤井委員どうぞ。
- **澤井委員** その要請の段階で、カテゴリ分類に必要な情報を徴求するのであれば、その項目に限って整理した方がいいだろう。その事業の必要性というのは、おそらく別途の資料で大部に提出させているのだろうと思います。
- **原科共同議長** 今の件はいかがでしょう。あと松本委員どうぞ。
- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** これは私が提案したあとに意見を伺ったので、分かりにくい、あるいは誤解を招きそうだったので、もう少しきちんと説明をした方がいいという項目を付け足しております。
- **原科共同議長** この部分はたくさん意見を頂いております。次のページにもたくさんあります。氏家委員はさらにございます。どうぞ。
- **氏家委員** これは最初に事業とはなにかということで、対象プロジェクトなのか、あるいは協力事業なのか。そのような用語のところから、まず修文を提案しております。それからその他、特に ECFA 内部でも議論になったのですが、事業の必要性や環境社会影響を配慮する段階で、住民への情報提供と協議の状況と、その下に協議計画ということではありますが、ここは協議の状況かもしくは協議計画というような形にした方が、より相手国政府にとっても対応しやすいのではないかと考え修文しています。
- **原科共同議長** あと山崎委員、山田委員、村山委員、櫻井委員とたくさん頂いておりますので、ここはやはり議論した方がいいのでしょうか。まとめて議論ということにしておきます。これはそのようなことで、次に参ります。83-a は澤井委員です。
- **澤井委員** これは無償の A 種の場合が気になったものですから、その時は EIA の提出を前提にするのではないかという提案でございます。
- **原科共同議長** これはいかがでしょうか。追加ということでございます。追加でよろしいのでしょうか。無償資金協力課の方、どうぞ。
- **JICA 無償資金協力部 松浦氏 (以下 松浦)** JICA 無償資金協力部の松浦でございます。おそらく JBIC の事業であれば、そのような国内手続きというのは全て終了したということになるかもしれません。無償の場合であれば、全額贈与で頂く。贈与の目処がつかなければ先方の国内手続きが終わるかどうかということ、これを書いてしまいますと、永遠に仕事が動かないということになりかねないのではないかと。これは最初の

段階の無償のケーススタディで、私どもが再三説明したことでございます。これを書けば大きいカテゴリ A は全て動かないということを前提にしているのではないかと思います。

- **原科共同議長** 望ましいですから、**must** と言っているわけではありません。望ましいでもよくないですか。
- **松浦** 恐らく望ましいというのは、意味のない文章ではないかと思えます。
- **原科共同議長** そうですか。そのような受け止められ方をしてしまうのですね。澤井委員どうでしょう。
- **澤井委員** 要は大規模な無償案件の環境チェックを、どのような資料で行った上で進めるのかということだと思います。
- **原科共同議長** そうすると、代替案はどのようなものが考えられますか。議論になってしまいますから、どんな形で今の件は確認とれるかというのを、次の議論の場に出してください。84 に参ります。山崎委員どうぞ。
- **富樫氏** これは項目 20 のところでお話致しました、役割分担の観点から修文をさせて頂きました。85 も同様です。
- **原科共同議長** 役割分担。そうすると先程の 20 の関連ですから、そのようなことで先に参りましょう。20 番の議論の時にまとめて行うということです。次は 86 です。
- **富樫氏** 86 も同様なのですが、特に括弧のところで、原文ですと「無償資金協力の要請を、開発調査に変更するなど」というようになっているのですが、基本的に要請を受けないと、変更できないという観点から修文させて頂きました。
- **原科共同議長** JICA の方はいかがですか。
- **鈴木** 熟度という言葉がなじまなかつたので、「要請内容に対し環境社会配慮への対応が不十分と考えられるものについては」というように明確に致しました。
- **原科共同議長** そうですね。計画の熟度とはいいますが、社会配慮の熟度というのは、あまり言わないかもしれません。これはこのような修正でよろしいでしょうか。松本委員、どうぞ。
- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** 議論をたくさん残すと大変なので、20 と一緒に議論していいのかわかりませんでした。事実関係として、本当に開発調査に変更するというのは日本国政府内部では出来なくて、相手国政府に一旦要請させなければならないのですか。事実だけ教えて欲しいと思います。農水省が書いている通り、手続きをふまないと出来ないのかどうか事実だけ教えて下さい。
- **原科共同議長** 事実関係をどなたにご回答頂ければよろしいでしょうか、河野委員、どうぞ。
- **河野委員** 事例を挙げて説明することは出来ないのですが、制度上ということから言うならば、無償資金協力事業として行うことと、開発調査事業として行うことは違います。当然ながら要請国政府が行うことも違います。相手国政府がそれを承知した上で、日本

政府に対して要請する。形式として紙で改めて取るかどうかというのは、色々やり方はあるかもしれませんが、最低限、先方政府がそれを望むということが確認される必要があると思います。そのような意味で、日本側でいわば無償資金協力になじまないから、開発調査に変えてしまおうというように一方的に意思決定を行ってしまっただけの問題ではないということだと思います。

- **原科共同議長** よろしいですか。それでは次に参ります。その前に深田委員どうぞ。
- **深田** すみません、深田です。確認ですが 85 も議論ということでしょうか。84 のあと 86 に跳んだのですが、85 は議論にならないと思います。政府は JICA に予備的調査を指示する立場にありませんので、もちろん違うということであれば議論して構わないのですが、正確なこととしてそのような関係にはないということ、ここは議論にならないと思います。
- **原科共同議長** 事実ではないから、修正の必要がないということですね。これはいかがでしょうか。
- **農林水産省 前田氏（以下 前田氏）** 農水省の前田ですが、案件要請のための発掘形成にあたって、JICA にこの案件を検討して下さいということをお願いする中に、予備的調査を実施するかは、それを受けた JICA によって予備的調査をするかどうかが決まるということであれば、特段問題はないという判断をしております。そこが含まれるかどうかということだけ確認できれば、問題ないと思っております。
- **原科共同議長** 指示するということではないのですか。
- **前田氏** 別途指示が必要なかどうかということは、政府の役割として整理がついていなかったところがあると思っておりますので、ここでわざわざ表現させてもらったということです。この案件がいいか悪いかを外務省が JICA に聞くといった時に、予備的調査をするかどうかは、JICA の判断に入っているという認識であれば問題ないと思います。
- **原科共同議長** 今のよろしいでしょうか。深田委員、どうぞ。
- **深田** すみません、深田です。ちょっと趣旨がわからなかったのですが、いずれにしても政府と JICA が相談しながら予備的調査等をするのですが、ここはあくまでも政府から指示を受けるという種類のものではありません。相手に指示すると書く必要はないのではと申し上げただけです。
- **原科共同議長** そうすると、これは修正なしでよろしいでしょうか。
- **前田氏** 私としては、含まれると言っただけであれば、それで問題ないと思っております。その確認だけです。含まれるということであれば結構です。
- **原科共同議長** 含まれるということでしょうか。それではそのようなことを前提の下で、これは修正をなしとします。では先に参りましょう。28 ページの 87 の次、「④ 事業実施段階」。櫻井委員から協力という言葉が必要ないということです。
- **根井委員代理：石崎氏** これは修正です。何箇所かあるのですが、JICA の事業なのか、

プロジェクトなのかやや明確でない部分があります。

- **原科共同議長** これは協力事業でよろしいですね。この通りに直して下さい。次は 87-a で松本委員の意見です。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** これは前回第 14 回の会合で出たところですが、無償資金協力については色々書いてありますが、開発調査・技術協力プロジェクトについても意思決定としては、外務省に負うところがあるわけで、そのことについては同様に新ガイドラインが必要なのではないかというのが、そこの提案です。
- **原科共同議長** この追加は議論が必要でしょうか。ではこれは議論にします。次は 88 で山崎委員は削除ということです。
- **富樫氏** 88 につきましては、案件の見直しに係る条件が、次項におきまして同様の記述がなされているということで、削除してはということで提案させて頂いております。
- **原科共同議長** JICA の方のご意見はいかがでしょうか。
- **鈴木** 「必要に応じ」というのを少し明確にしたいと思ひまして、「当初予期しなかった事実が判明し、配慮事項のスコープを変更する必要が生じた場合は」というようにクレンジケーションさせて頂きました。
- **原科共同議長** はい。そうすると、そのように修文した場合はいかがでしょうか。
- **富樫氏** 次の 89 とも関連しておきまして、89 ではより対象プロジェクト及び協力事業の見直しの観点から時期をある程度特定するような書き方になっておりますので、そことの関係で議論して頂ければと思います。
- **原科共同議長** ただ 88 と 89 は同じようだとは思いません。この件に関して、どうでしょうか。89 は大幅な変更や抜本の見直しという大きな話です。88 は軽微な修正ですし、段階も違います。では作本委員、89 のご意見はいかがでしょうか。
- **作本委員** 見直しの表現が入ったことはとても結構だと思います。しかしながら、ここで、見直しの段階では政治的な解決ならば問題はないのですが、通常事業の中止となると事後的な紛争も含めて清算段階に入るわけですから、どのような経費分担で行うとか、基本原則をある程度明示しておくというのは必要になるのではないのでしょうか、今まで我々には経験のないことではありますが、どのように対処するかということです。
- **原科共同議長** そうしますと、ここはたくさんご意見頂いておりますので、88 と 89 を合わせて議論したいと思います。よろしいですか。次は 89-a。これも関連することでしょうか。そうですね。セットで参りましょう。では一言お願いします。
- **松本委員（FoE Japan）** はい。これは実は 87-a の松本委員（メコン・ウォッチ）の意見と関連するところなのですが、中止・停止やあるいは事業の見直しをする時に、これも政府が関係するところがあるのかと思ひましたので、この追加事項の 1 から 3 ではなく、1 から 4 にしてはどうかというような提案と、この中では外務省の意思決定だけになっているのですが、場合によっては関係省庁が関係する時には、「外務省や関係省庁の」というようにした方がいいと思います。

- **原科共同議長** これは明日の議論に致します。29 ページ下「⑤ 環境社会配慮の能力向上」。氏家委員、山崎委員です。
- **氏家委員** これは単なる能力をとった方がいいのではないかと提案です。
- **原科共同議長** 能力をとってしまうと、話がすごく変わってしまうのではないですか。
- **氏家委員** 環境社会配慮の重要性ということですので、能力も重要かもしれません。
- **原科共同議長** 能力向上とはキャパシティ・ビルディングという意味ですので、大事ではないでしょうか。山崎委員、いかがですか。能力については、私の誤解でしょうか。
- **鈴木** よろしいでしょうか。ここは恐らく文脈から言いまして、関係府省の ODA 担当者や在外公館の ODA 担当職員が、環境社会配慮自身を重要ということと、JICA のガイドラインにおける具体的な取組について理解を深める。そのためにこういった能力育成をしていかなければならないということだと思います。ここは環境社会配慮の重要性というものを認識することが必要ですから、見出しは能力の向上でいいと思うのですが、90 の文章を見ますと、能力の重要性を認識するのではなく、環境社会配慮が重要だということに関係府省の方々も分かってということなので、本文中の能力はなくてもいいと思います。
- **原科共同議長** 分かりました。それではこの部分は、そのような趣旨で文章を起草グループで書いて下さい。次は 91 です。
- **前田氏** 原科共同議長、すみません。先程の 90 について「JICA ガイドライン等による」というところをわざわざ消しているということなのですが、ここについてはあくまでも JICA のガイドラインというものが、JICA のためのガイドラインということで、関係府省や ODA 担当者等がガイドラインに基づいて、もちろんそれを参考にしなければならないのかもしれませんが、環境社会配慮の重要性を認識することがまず大事であるということを提案させて頂いております。要はあくまでもこのガイドラインというものは、JICA が活用するためのものであって、関係府省がそれに基づいて必ずしも行う必要はないという趣旨で、ここは削除しているということです。
- **原科共同議長** 今の件について、森嶋委員どうぞ。
- **森嶋委員** 今のご発言については、私はこだわりがあります。関係省庁が ODA の環境配慮に関するガイドラインなり、指針を持っているのであれば、今ここでしているような難しい議論をする必要がないわけです。それが無いから苦しんでいるわけです。今の意見のような処理をするのであれば、関係省庁のガイドラインをここで示すべきではないかというのが私の意見です。逆に言いますと、その指針になるような例示として JICA のガイドラインは是非書くべきだと思います。
- **前田氏** それについては、前項のところに関係の ODA を、どのようにして環境社会配慮をしていくのかというところの理念に繋がるのだと思います。ですから、そのところで「こうあるべきだ」ということで議論していれば、ここでどう書くべきかということとは自然と決まってくるのだと思っております。

- **原科共同議長** ただ現実的に今はないような段階で、どうかという話です。
- **森嶋委員** 今精神論をしているわけではありません。現実的なガイドラインを書くべきであって、環境社会配慮をするということだけの記載で済むことではありません。
- **原科共同議長** 現実の問題が一番大事だということです。深田委員、どうぞ。
- **深田** 環境社会配慮の具体的取組と言っているのであって、ガイドラインが何もなくて、一般的な環境社会配慮の具体的な取組というのもおかしいわけで、森嶋委員がおっしゃったようにそれをするのであれば、他にきちんとした政府のガイドラインを先に作って頂きたいという議論にどうしてもなるので、ここは削るべきではないと思います。
- **原科共同議長** 我々委員会の提言ですから、今この時点でどうかということが問題なわけです。それはきちんとしてないといけないと思います。いいですか。次に参ります。91は「⑥ 無償資金協力等のガイドライン」ということで、山崎委員どうぞ。
- **富樫氏** 本項目につきましては、今色々とお話がありましたが、本ガイドラインの準用で対応が可能ではないかということで、修正させて頂いております。
- **原科共同議長** 新しく作らないで、準用すればいいということですね。
- **吉田委員** 準用というからには、汎用するものはあるのですか。
- **山田委員** これは外務省に求められている話なので、外務省でどのようなことを提言に対して考えているかという点、松本委員から同じような説明があったと思いますが、外務省で考えている無償資金協力ガイドラインでは、JICAの環境社会配慮ガイドラインをそのまま環境社会配慮については適用する。それは外務省ですから準用かもしれません。ただし環境社会配慮ではなく、他の部分も含めた審査ガイドラインを作るということも考えていて、そのことがこの委員会の提言でも合致していることだろうと考えております。そこで修正案をこのようにしている。考えが弱いということであれば、違う表現を入れてもいいのかとも考えております。
- **原科共同議長** 松本委員、どうぞ。
- **松本委員 (FoE Japan)** 私の提案は、外務省の新しいガイドラインを策定されるという非常に積極的で前向きな動きで歓迎したいと思うのですが、是非このJICAのガイドラインのような形で、十分に透明性を確保したプロセスをしてほしいというところを、是非この中に入れて頂ければという提案でございます。
- **原科共同議長** はい。そうしますと、3つのうち2つの部分に対応できますか。このようなことでよろしいでしょうか。JICAのガイドラインを準用されるというような趣旨でまとめてよろしいでしょうか。それから追加で松本委員の意見もセットで直す。異議がなければそのような方向に致します。この部分はよろしいですか。では、そのような方向で起草グループの方、お願い致します。次は92で「⑦ 他の関連機関による本ガイドラインの活用等」ということで、山崎委員どうぞ。
- **富樫氏** 具体的に準拠等を求める各スキームについて、具体的な議論が成されてない中で、準拠が必要とまで言い切るのはいかがでしょうかと考えて、このような修正を出させて頂きま

した。いずれにしても、本委員会の提言を参考にしまして、どのような対応が望ましいかは実施主体等の考えを整理した上で、行うべきと考えております。

- **原科共同議長** 稲葉委員どうぞ。
- **鈴木** 今日のご欠席です。どなたか国交省の方、よろしいでしょうか。あちらからよろしいでしょうか。
- **国土交通省 小島氏（以下 小島氏）** 趣旨としては、今農水省の方がご説明された内容と同じではないかと思えます。
- **原科共同議長** 少々違うと思えます。国交省はしっかりとガイドラインを作って、それで対応しましょうと言っており、農水省の方はそこまで明確に書かなくてもとおっしゃっています。全く逆だと思えます。国交省は前向きにおっしゃって、農水省はそれくらいでいいとおっしゃっているような感じを受けます。
- **小島氏** 担当しているものが遅れておまして、もし間に合えばと思えます。
- **原科共同議長** 国交省の皆さんはそのようなスタンスだと理解しております。これまでのお付き合いがございますから、國島共同議長もご存知の通りだと思います。他にございますか。松本委員どうぞ。
- **松本委員（FoE Japan）** 私の提案は **JETRO** だけではなく、それ以外に関係した事業を行っているところの名前を具体的に挙げてはどうかというような提案でございます。
- **原科共同議長** この点はいかがでしょう。
- **鈴木** **JICA** から少々付け加えまして、前回の委員会で **JETRO** だけ何故取り挙げたのかというご質問が委員の方からございまして、もう少し挙げるべきではないかということで、いくつか挙げさせて頂いたのは、松本委員とほぼ同じでございます。
- **原科共同議長** そうしますと、だいたい方向としては一致していると言ってよろしいでしょうか。もう1つ、具体的なガイドラインの話を農水省のご意見では、はずした方がいいとおっしゃっていたのですが、いかがでしょうか。積極的にはずせという話でもないと考えております。どうでしょうか。先程のご意見では、ガイドラインにはあった方がいいということですか。
- **前田氏** 農水省の中でも、**JICA** と別の実施主体が持っている **ODA** もございますので、そこの意向を無視して農水省を代表して勝手に入れることも出来ないと考えています。実際のガイドライン等がないところをどうしていけばいいのかということは、先程もご指摘がありました。そこはもちろん今回の意見というのは、私どもも重要と思っておりますし、積極的に今後どう行っていくかということは考えていきたいと思っております。
- **原科共同議長** 分かりました。それでは前向きに取り組むということです。この部分はガイドラインへ具体的にまとめて頂いていいと思えます。それから松本委員のところを書いてありますように、具体的に **JETRO** だけでなく他のところも出した方がいいということは、そのあたりはだいたい一致したと思えますがよろしいでしょうか。そのよう

な方向で修正して下さい。次は 31 ページに参ります。「5. 環境社会配慮ガイドラインの構成と内容」の「5.1 基本的なあり方」ということで、村山委員からです。ご意見をどうぞ。

- **村山委員** ここは構成の問題で、起草グループの方で議論して特に必要ないということであれば結構なのですが、1つは内容の話と法的な位置付けの話があると思います。法的な位置付けは別立てにした方がいいのではないかと思います。基本的な枠組みを明確に示す。それを①と②に合わせ、それから原案での 5-2 を前に持ってきて、内容をまず示す。その後で法的な位置付けを明確に示した方がいいのではないかと思いますという趣旨です。
- **原科共同議長** 構成の問題ですから、これは議論が必要でしょうか。議論に致します。94 はいかがでしょうか。
- **村山委員** 94 の意見は、技術的な基準という話が出てきているのですが、ガイドラインでそこまで踏み込んでいいのだろうかという感じがしました。そのため、この点は削除というような意見を出しました。
- **原科共同議長** JICA の方のご意見はいかがでしょうか。
- **鈴木** はい。基準というのは、まさに村山委員がおっしゃったようなことだと思うのですが、私どもが思ったのはガイドラインに基づいて作るような具体的でテクニカルなチェックリストや、手続きの詳細ですとか、そのような意味で技術的指針というように変えさせて頂きました。最初の名前は少々の変更でございますが、基準を指針にすればいいのではないかと思います。
- **原科共同議長** これはそのような議論があったことを記憶しております。そのようにして頂きたいと思います。よろしいでしょうか。この部分はそのように直して下さい。次は 98 で澤井委員どうぞ。
- **澤井委員** たいしたことではないのですが、「取り入れて」というのは強い感じがしました。これは後段のグッド・プラクティスを書いていこうという発想と繋がる場所があるのですが、「活かしつつ」くらいかと思います。
- **原科共同議長** 今のご意見はいかがでしょうか。「活かして」くらいの表現でよろしいでしょうか。それではそのように修正致します。その次も澤井委員です。どうぞ。
- **澤井委員** ここは基準の扱いが非常に難しいと考えておまして、基本的にはその国の法制度に基づく基準を尊重するところから始まるのだろう。それはおそらく結構ばらつきのある話だろうと思います。明確に基準を示すというのは難しいのではないかと思います。
- **原科共同議長** 今のご意見ですが、いかがでしょうか。32 ページ上の 99 です。「基準等が策定されており、これに言及することが適切な場合はそのようにする」と書いてありますが、ご意見ではそこまで言わなくてもいいだろうということです。括弧の中は要らないということですね。どうぞ。
- **作本委員** この3つ並んでいる基準というのは、3つ併記して書かれている事項の中で、

最も重要な部分であるので、残した方がいいと思います。ただし、基準という言葉が色々な意味で使われております。出来ることなら残したいと思います。

- **原科共同議長** 残したいということですね。そうすると原文の方がいいということですね。他にご意見ございますか。どういたしましょう。
- **澤井委員** 基準を何らかの形で示したら、それが JICA の基準になってしまうおそれが十分に考えられます。途上国でプロジェクトの準備をしようとする時に、それを満たされなければいけないということがあると思います。それは基本的な方針とは若干違う考え方ではないだろうかと思えます。
- **原科共同議長** ただ基準を示す時に、なるべく具体的に示すべきであるという表現ですから、どうでしょうか。基準は出来るだけ示した方がいいというのは、普通はそのようなことなのではないでしょうか。逆に「基準」を取ってしまうと、方針と手続きだけでは非常に弱い感じがします。
- **澤井委員** それは個別の環境アセスメントのチェックをする際に、セクターごとに作られていると思うのですが、その部分の扱いであれば作業する過程で、そのようなものを適用しながらプロジェクトを作り上げていくということは分かりますし、その過程で途上国との協議があるというのは分かるのですが、ガイドラインの中でどこまで具体的な基準を示せるのかというのは疑問です。ちなみに JBIC のガイドラインでは、ここで言う基準というのは、皆さんの考えと違うのかもしれませんが、明確にこのレベルまで満たしなさいという記述や、具体的な数字を挙げて言っているところは JBIC のガイドラインにはございません。
- **原科共同議長** これは議論に残しましょうか。次は 100 ですが、澤井委員はこの部分は削除、村山委員はいかがでしょう。
- **村山委員** これはガイドラインそのものではないですが、補完する情報として残しておいていいのではないかとというそのような趣旨です。
- **原科共同議長** これは合わせて議論致します。基準とグッド・プラクティスですね。基準が難しければ、グッド・プラクティスを示すべきだという議論があったと思います。それでは、「③ ガイドラインの法的位置づけ」。これは村山委員のご意見で、先程の構成の議論の部分に入ってきます。101 は山崎委員です。お願いします。
- **富樫氏** 一応ここに掲げている中身は要するに、JICA のガイドラインについて書かれているということで、「所管省及び」をはずさせて頂きました。それから「環境社会配慮ガイドラインについても適切な法的位置づけ」となっているのですが、法律的な位置づけでなくても、このガイドラインの実効性は担保できるのではないかとということで、修正させて頂きました。
- **原科共同議長** これは前に議論したと思います。その議論に基づいたまとめです。森嶋委員、どうぞ。
- **森嶋委員** この書き方は JBIC が銀行法を改定する中で、法的位置づけをきちんとし

ましたということ为例示しながら文章をまとめているわけです。そのような意味で並びとしては、法的位置づけを明確にするということをやはり謳うべきだと思います。それが第一点です。もし今農水省の方がおっしゃったように、法的位置づけを削除するとしたら、どのような形での位置づけを考えていらっしゃるか、ぜひご説明頂きたいと思えます。

- **原科共同議長** 今の件お願いします。
- **富樫氏** 前の議論にもあったかと思いますが、実際環境社会配慮ガイドラインについては、JICA の中期目標・中期計画の方で明示されているというようなお話もありますので、そのような形も1つの位置づけかと考えております。
- **原科共同議長** 深田委員、どうぞ。
- **深田** ここにつきましては、法的位置づけをするということで行っておりますので、修正は必要ないと思えます。
- **原科共同議長** そうですね。そのような議論になったはずです。やはりこれまでの議論を踏まえた提言にしたいと思えます。これは修正なしと致します。「5.2 構成と内容」。この構成と内容についての私の意見は、本文に入れた方がいいという提案でございます。それから102。これは意見があります。
- **氏家委員** ここは修文といえますか、あえて挙げましたのは、この構成と内容をどのように扱うかというところの議論が必要だと思えて、あえてこのような文言を修文として提案させて頂いております。といえますのは前回の改定委員会の席で、國島共同議長から、もし両論併記などで色々意見が出る場合は、その意見の羅列でもいいであろうというお話がありました。その意見の羅列のようなものが、果たして構成と内容そのものの基本として骨子の中に入れられるのかという懸念がございました。かなり具体的な部分まで手続きに書いておりますので、それを基本として作るのか、あるいは参照として作るのか。おそらく構成と内容について、どのような位置づけにするのかというのは、色々意見があるところだと思いますので、それであえてここで提案させて頂きました。
- **原科共同議長** 羅列だった場合に、基本として表現がおかしいということはないような感じが致します。つまり2つ、3つ意見があったら、どれかを取るということになります。それが基本になります。参照という言い方をすると、その意見にないものも出来てしまう可能性もあります。やはり基本としておかないと、我々が提言している意味がなくなってしまうような感じがします。いかがでしょうか。
- **氏家委員** そのような趣旨であれば、ここはこだわるところではございません。
- **原科共同議長** では、この件はご了解頂いたということで、次に参ります。33 ページの105は藤森委員どうぞ。
- **小島氏** ここは現地語で住民と多くの人にお聞き頂くことが、非常に重要だということで、主要な援助対象国ということで分けるのではなく、ここは広くそうした努力を行っていくということを示すということで、可能な限り行っていくということを書いてはい

かがかという趣旨でございます。

- **原科共同議長** 今のご意見いかがでしょうか。「主要な援助対象国」ではなく、「可能な限り」という表現にした方がいいということです。いかがでしょうか。積極的という表現なら、こちらでもいいというご意見です。よろしいですか。よろしければ、そのような修正を致します。積極的な意味合いで、可能な限り行って頂くということです。次は108の松本委員どうぞ。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** 作業監理委員会はまとめて議論した方がいいと思います。私の意見は、ここでは存続するか、廃止するかという議論になってしまいます。
- **原科共同議長** 事務局の体制制度です。それでは、おおまかに全体を見ていきましょう。33ページの真中から、次のページの①で切った方がいいでしょうか。それでは、①は体制の整備。順番にご意見頂きます。それでは藤森委員からお願いします。
- **小島氏** ここでは、見直しということで書かれているのですが、こちらの趣旨と致しましては個々の設置されている作業委員会が、きちんとその環境社会配慮を行っていくということを、ここで規定しておくということが重要ではないか。そのようなことで、この作業監理委員会が環境社会配慮を行うことが必要であるという文言に修正してはどうかという点です。
- **原科共同議長** これは作業監理委員会が環境社会配慮を行うということですか。
- **小島氏** 作業監理委員会自体が、きちんと環境社会配慮をしながら進めていくという趣旨です。
- **原科共同議長** 作業監理委員会にそのような機能を持たせるというご提案ですね。そうすると、これはかなり議論が必要ですね。神田さんどうぞ。
- **鈴木** いらっしゃいません。
- **原科共同議長** 作業監理委員会をどうするか。このあたりは議論になりますか。次のページにまいります。JICAのご意見です。
- **鈴木** 作業監理委員会のところですか。
- **原科共同議長** 議論でよろしいですね。
- **鈴木** 議論で結構です。「廃止も含めた」というところも明記したということでございます。
- **原科共同議長** それから次は、「② 環境社会配慮の審査部局の設置等」で、これは私の意見ですが、議論して頂きたいと思います。修正案としてはこのようなことで、「審査室の権限は、事業部局への意見提出にとどめず、環境社会配慮に関する最終権限を持たせる」というのが私の提案でございます。そのようなことで、そのための新しい組織を作りまして、作業監理委員会は廃止というのが私の提案でございます。松本委員、どうぞ。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** 110でよろしいですね。
- **原科共同議長** 110です。

- **松本委員（メコン・ウォッチ）** 私はこの仮称審査室の役割としては、一番重要なのは審査を行って、遵守を確保する責務を負うということを明確にしておくことが重要だと思います。
- **原科共同議長** はい。村山委員、どうぞ。
- **村山委員** 環境社会配慮の原案は、多分別の部局から出てくるのだと思うのですが、それを審査する権限はここにあるということを、別の立場から明確に記されている。それに加え、プロジェクトそのものも、中止も含めて検討できるという権限が与えられていることが必要ではないかと思います。
- **原科共同議長** 田中委員、どうぞ。
- **田中委員（専門員）** 私がここを削除と書いた意味は、括弧書きで要整理になっておりましたので、ここの文章は削除して、次の 111 に意見を述べさせて頂いております。
- **原科共同議長** なるほど。要整理は削除ということですね。JICA の方はいかがでしょうか。
- **鈴木** 私どものここの文言は、「プロジェクトの環境社会配慮の決定を要する全ての行為に関与し、各段階で助言を行うとともに決裁権を有する」ということをございます。これは JICA の独立行政法人化後の事業のあり方と致しまして、各事業を行う部署がそれぞれプロジェクトの責任を持っていくということになります。その責任範囲で、当然ながら事業部の部長なり、担当理事が評価されるということになって参ります。それに対して環境社会審査室（仮称）は、環境社会配慮を行う時に、全ての行為について必要なアドバイスを行ったり、関与をしていき、そのあと決裁行為というのが内部で行われてきます。そこで決裁権、つまり合議をして、環境社会審査室が印鑑を押さなければその先に進めないというような、これが JICA 側から見た時のもっとも事業を行う上でのいい配慮かと思ひ入れました。
- **原科共同議長** 分かりました。今の皆さんのご意見は、概ね同じような方向に向いていると思います。これは改めて議論をして、確認をしましょう。次は 111 で、田中委員のご意見です。
- **田中委員（専門員）** 今鈴木さんがおっしゃったことと同じことが書かれております。これにつきましては、JICA の独立行政法人への移行に関する議論も踏まえて頂きたいと思います。
- **原科共同議長** 分かりました。それでは 110、111 は合わせて議論ということに致します。112 は松本委員、どうぞ。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** これは構成と内容にも関わってきますが、アドバイザー・コミッティを前提にしているのであれば、もう少しはっきりと打ち出した書き方にした方がいいということで、カテゴリ A 及び B 案件について、審査諮問・助言体制としての外部委員会というようなものの存在を明確にして、その透明性とアカウントビリティを確保するという書き方を提案したいと思います。

- **原科共同議長** 氏家委員、どうぞ。
- **氏家委員** 外部有識者に何を聞くかというところで、技術的な事項を聞くことなのかなということで、このような文章にしております。特に環境社会配慮が必要な案件ということはあえて入れずに、常に技術的な事項を聞けるアドバイザーという位置づけにした方がいいのではないかという趣旨から、その部分は削除しております。
- **原科共同議長** はい、分かりました。112はそのようなアドバイザー・グループの問題や、上の部分と関連が深いのですが、そのようなことで改めて議論ということに致します。これは構成と内容のところに、具体的に書いてあります。そこも関連してセットで考えたいと思います。次は113です。
- **鈴木** これは無償資金協力調査事業というクラリフィケーションでした。
- **原科共同議長** では、これはこのように直してください。次は114で、三原さんお願いします。
- **三原氏** ここでは公害という言葉が使われていて、この公害という言葉は非常に限定された環境影響になってしまうので、公害という言葉は取り除いてもらいたいという趣旨で書いてあります。公害というと例えば大気汚染や水質汚濁とことで、いわゆる酸性雨だとか温暖化等は公害には入ってこない言葉だと思います。
- **原科共同議長** 他にご意見ございますか。氏家委員はいかがでしょう。
- **氏家委員** これは文言の整理です。
- **原科共同議長** 今のご意見に対していかがでしょうか。公害という言葉を使うというと、逆に大変に意味があるようです。
- **森嶋委員** 今の途上国は、公害問題と他の環境問題をともに抱えています。援助プロジェクトを行う場合、公害と環境を使い分けた方が、理解が得られやすいと私は考えます。環境という言葉だけにしてしまうと漠然としてしまう。そのようなことで、私はこの文を残した方がいいと思います。
- **原科共同議長** 田中委員、どうぞ。
- **田中委員（専門員）** 私も森嶋委員がおっしゃられた意見に同感で、JICAの場合にも現在あるガイドラインの中に3つの分野（自然環境・社会環境・公害）と分けておりまして、JBICの皆さんも公害をガイドラインの一番上において、その中で対応されておりますので、途上国援助という視点では公害というのはおいた方がいいと思います。
- **原科共同議長** ポリューションですからね。それはそのように致しましょう。よろしいですか。それでは今のことは氏家委員の「応じた要員が」を「応じた要員で」というように直して頂く。今の公害は残すことにします。次に参ります。36ページの118は、松本委員どうぞ。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** 前回松浦さんから細かいご指摘を受けたのですが、確かにここにあるJICAの書き方で、私も趣旨としてはそれでいいのかと、これを読んで思いました。ただ適切に反映させるということがありましたが、これはもっと効果的・

効率的というような観点から、このコンサルタントの活用ということを書いているので、適切にという言葉の効果的・効率的という言葉で代用してもらえれば、私はこの JICA の修正案でもいいと思っております。

- **原科共同議長** はい。氏家委員は削除となっています。
- **氏家委員** 事前調査結果をいかに本格調査に反映させるかというところで、事前調査結果の報告の中にしっかりとそのあたりが書き込まれているということですか、あるいは今までのケースですと作業監理委員の先生が事前調査に行って、そのまま作業監理委員会の委員になられるという場合など色々ございます。そのようなところで、しっかりと意思統一ということで情報伝達が行われれば、あえて参加しなくても、コンサルタントとしてプラスアルファの調査を行って、スコーピング等を行うわけですので、そこまでしなくてもいいのではないかとこのところから、削除を提案しております。
- **原科共同議長** 山崎委員、どうぞ。
- **富樫氏** コンサルタント選定を含めた業者の選定という観点で、この改定委員会で深い議論がなされなかったと思いますので、表現として「必要があることが期待される」ということではなく、「ことが期待される」という表現の方がいいかと思い、修文を提出させて頂いております。
- **原科共同議長** JICA の方、お願いします。
- **鈴木** こちらはやはり、調査団に参加させるというように具体的に書くのではなく、主要なことは開発調査の事前調査の結果は本格調査に反映させることであろうということで、松本委員のおっしゃった効果的・効率的に反映させるという文言で、我々としては十分意図が伝わるものだというように思います。
- **原科共同議長** そうしますと、氏家委員はこれを削除ということですが、他の方は基本的には残して、少々表現を変えるようなことでしょうか。いかがでしょうか。
- **氏家委員** JICA が提出しております修文は、あえて団員を参加させるということではなく、とにかく反映させることのみであれば、趣旨は同じでございますので、JICA の提案を残すことについては構わないと思います。
- **原科共同議長** 松本委員もそれでよろしいでしょうか。山崎委員もそれでよろしいでしょうか。
- **富樫氏** 今 JICA からご説明があったような、本格調査の方へ反映できるような仕組みができるということであれば、山崎の意見にはこだわりません。
- **原科共同議長** 分かりました。どうもありがとうございます。それでは JICA の修文に対しては、積極的・効率的というような表現も加えて、趣旨が通るようにして頂くということで修正して下さい。37 ページの 120 は、村山委員どうぞ。
- **村山委員** これは手違いで、田中委員の意見だと思います。
- **原科共同議長** これは田中委員ですか。
- **鈴木** いえ。すみません、川村委員です。こちらの間違いです。

- **原科共同議長** 村山委員のところはなしですね。それでは、ここは消して下さい。ミスだそうです。その下の川村委員の意見についてどうぞ。
- **川村委員** これは基準の議論に係ることかもしれませんが、具体的に示す内容として、もう少し課題別指針あるいはそれを修正したものという想定をして、言及をしておいた方がいいのではないかという趣旨であります。JICA は国総研で色々な報告書を出しているわけですが、その中からももう少し積極的に今後基準として使える部分というもの、活用していくべきではないかというようなことを入れております。
- **原科共同議長** この追加部分ですが、いかがでしょうか。このような追加をしました。特に問題がなければ追加にします。「この際、世界銀行など国際金融機関のセーフガード政策、国際人権基準、環境保護に関する国際条約などを参照する必要がある。こうした作業を行うために必要に応じて、JICA・国際協力総合研究所の研究活動の有効な活用なども考慮すべきである」。深田委員、どうぞ。
- **深田** JICA の深田です。ここは JICA の色々な環境社会配慮ガイドラインに準じた文章等の具体的に取り扱いをどうするのか、きちんと整理をして示しなさいということを行っているところであって、後半の追加部分とどう繋がるのか、私は理解出来ません。出来れば少し検討頂きたい。時間を頂くという意味で議論にしておいて下さい。
- **原科共同議長** では、議論に残しましょう。121 は氏家委員、お願いします。
- **氏家委員** はい。ここは「JICA は」のあとに「JICA 職員及びコンサルタント」と細かく書いてあるのですが、あえて書かなくても「JICA はガイドラインに沿って～」で十分物事は通じるのではないかということから、修正提案です。
- **原科共同議長** 「及びコンサルタント」が入っておりますが、これは要らないということですね。この件はいかがでしょう。「JICA は」でよろしいですか。「及びコンサルタント」と書いてあるのは、何か意味があると思うのですが。「JICA は」でよろしいですか。
- **氏家委員** コンサルタントも JICA から委嘱を受けました、JICA 調査団ということで行きますので、コンサルタントも JICA の一部というように認識して調査しております。
- **原科共同議長** 「JICA 及びコンサルタント」と書かなくてもいいですか。田中委員、どうぞ。
- **田中委員（専門員）** 職員の研修等に携わっておりまして、コンサルタントの方々も国際協力総合研修所で環境配慮の研修を受けたりしておりますので、ここはきちんと 2 つ書くのは問題ないと思いますし、むしろその方がいいかと思います。
- **原科共同議長** その方が、表現として具体性があっていいように思います。いかがでしょうか。修正しなくていいですか。氏家委員、どうぞ。あまりたいして変わらないようでしたら、元のままにしましょう。では、元のままにしましょう。具体性があっていいと思います。では、次は「6.3 実施の遵守確保」。これは作本委員どうぞ。
- **作本委員** すみません。これは今まで議論が出てきているインスペクション・パネルに

ついてなのですが、やはり異議申し立て制度。いわゆる国際機関やその他で行っているものですが、これをそのまま持ち込むには、やはりまだ難しさがあるのではないのでしょうか。異議申し立てという法律用語を使うのであれば、それなりの訴訟上の要件・その他を整理していかないと、これは対応出来ません。やはりこのような異議申し立てみたいなものを考えると、私はここで別の言葉で外部監査委員会といった受け皿を用意すべきであると思います。方向自体は前向きにすべきであるということを訴えたいと思います。そのような意味で、別の名称でここに対応する委員会や機関を設置する。しかも外部の人の構成で、常設で、利害関係が直接ないような委員を選出するというようなことを要件にしたいと思います。

- **原科共同議長** 異議申し立て制度という表現が適切でないということですか。ただ外部監査というものが必要だということですか。外部監査委員会ですね。神田さんのご意見はいかがでしょうか。
- **鈴木** お見えになられていません。
- **原科共同議長** どのような趣旨になりますか。同じようなことですね。第三者機関ということですね。
- **鈴木** 第三者機関を常設するという趣旨だと思います。
- **原科共同議長** そうですね。JICAのご意見はいかがですか。
- **鈴木** これは「実施の遵守」を「ガイドライン実施の遵守確保」とクラリファイしただけです。
- **原科共同議長** そうですね。これはそのようにして下さい。次は123。今のところは、そうすると次のところに関連してくるのですが、まとめて議論するということになると思います。第三者機関をどう設けるかということです。123は松本委員どうぞ。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** その異議申し立てがあつて、それに基づく遵守という制度があるわけですが、当然内部のガイドラインをしっかりと監督・評価する仕組みがなければ、遵守は確保できないわけですから、それを整えるということ、まず一義的に重要視するということは入れた方がいいと思います。全て異議申し立てによって、遵守を確保するというように捉えられかねませんので、きちんと内部体制を整えるという文言が必要だと思います。
- **原科共同議長** 今の点はいかがでしょう。異議申し立て制度とは別に、そのようなものを基本的に作るべきだというご意見でございます。特に異議がなければ、そのような修正を致しますがよろしいでしょうか。
- **澤井委員** 監督・評価する仕組みというのは、環境審査室ですか。その機能と重複することにはならないのですか。
- **原科共同議長** 環境を審査するという役目では果たしてもよいでしょう。松本委員、どうぞ。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** まさにその通りです。どこが行うかは未定です。

- **作本委員** なぜ必要かという、外部の人で構成されるという客観性を持たせるという意味で、どうしても必要だと思います。
- **原科共同議長** ですから異議申し立ての仕組みを外部以外に、内部でもそのようなものを用意しましょう。その役割は澤井委員がおっしゃったように、環境審査室が行ってもいいわけです。あまりたくさんあれこれ作らなくてもいいわけです。この部分はこれでよければ、そのような修正をしてもいいと思います。よろしいですか。田中委員、どうぞ。
- **田中委員（専門員）** 私は次に意見を書かせて頂いたのですが、行政不服審査法に基づく情報公開が行われているわけですが、この点については今回の議論の中でも、やはりきちんとした話し合いが必要だと思います。私はそのように一行意見を載せておりますので、松本委員の仕組みにつきましても、別途どのような体制が適切かということに関する議論というのは、必要になってくると思います。
- **原科共同議長** 内部に作るということという趣旨自体はいいですね。内部の環境審査室のようなものが、監督・評価する。これももっと考えた方がいいということですか。
- **田中委員（専門員）** それにつきましても、JICA 内部でコンセンサスを取っていく必要があると思います。
- **原科共同議長** それはそうなのですが、これは委員会の提言ですから、委員会として内部できちんと行ってくれと提言しないとおかしいと思います。提言として示すことはいいいですね。これはそのように修正して下さい。そして田中委員のご意見は、下のことに関連します。124、125 ですが、まず 124 の澤井委員は削除になっています。
- **澤井委員** 異議申し立ての仕組みが必要だということについては、コンセンサスがあると思いますが、どのようなものを対象にしてというような仕組みの中身については、ほとんど委員会での議論はされていないと思いますし、125 でそれは今後の検討なのだという事になっておりますから、124 の内容も全て今後の検討に委ねる方がいいのではないかと思います。
- **原科共同議長** JICA のご意見はいかがでしょうか。
- **鈴木** こちらにつきましては、少々文言を付けさせて頂いておりますが、JICA 事業の特性を念頭においてというところの後に、「法律的な位置づけや、JICA の責任範囲等の検討を踏まえて、適切な体制と有効な仕組みを作る必要がある」というように、踏まえるべき事項を明確にしたということでございます。
- **原科共同議長** はい。125 は検討をして、ガイドライン本体の施行に併せて実施すべきであるということですが、かなり具体的に進めるということです。私の意見は、「実施する」と変更した方がいいかと思いました。積極的に進めましょうという意味です。環境社会審査役というものを設けて、3~5 名の専門家を含めると、具体的なもの考えてみてはいかがでしょうということ。そういった例はすでにありますので、この仕組み自体はそんなに時間をかけて検討するものではありません。十分に考えられると

私は思っております。そのような提案でございます。これは今、色々なご提案がありましたので、この部分は議論が必要だと思います。あわせて議論致しましょう。JICA の意見は、123 と統合ですね。それから修正とあります。

- **鈴木** 施行に併せて、仕組みは整備すべきものであろうということで、「実施すべき」を「整備すべき」と変えております。
- **原科共同議長** そうすると、基本的には第三者的なものを作るということの方向は一致したようですが、どの段階まで、それをどこまで具体化するかということに、差があるように思いますから、その点はまとめて議論致しましょう。それでは 39 ページまで参りまして、次が 40 ページにまいります。これは別表ですが、議論致しました。
- **鈴木** この表については、JICA でお預かりさせていただきます。

- ◇-----
- **原科共同議長** では、41 ページは続きですね。40、41 ページに頂いたご意見を参考に、再検討して下さい。提言の本文が終わりまして、次は 42 ページの別紙に入ります。「JICA 環境社会配慮ガイドラインの構成と内容 (案)」。予定時間が残り 5 分ですので、どういたしましょう。延長は無理ですね。今後の日程の検討もありますので、ここで止めましょう。42 ページ以降は、明日國島共同議長にお願いしたいと思います。

この先の進め方について、今確認しておいた方がいいと思いますが、今日は私の計算違いで時速 17 ページと申し上げてしまいましたが、時速 34 ページでないと追いつかなかったのですが、しかし実際やってみると 17 ページがぎりぎりでした。そのようなことで、明日もこのような形で全て整理します。そうしますと、議論の時間がありませんので、その分をどのように確保するかなのですが、明日の時間を延長するという形が 1 つの代替案としてあり得ますがいかがでしょうか。それは急な話なので無理だということがあれば、おっしゃって下さい。急なことで予定を入れていないですから、そうするとあとは週末に行くか。例えば日曜日。日曜の午後はいかがですか。アメリカの大学生は日曜の午後から勉強しておりますから。

- **鈴木** 多分出来ましたら、皆さん言いにくいと思いますが、ウィークデーの方が望ましいのではないかと考えていらっしゃると思いますので、代弁させていただきます。
- **原科共同議長** そうすると、26 日の火曜日はいかがでしょうか。あまり日にちをあげない方がいいと思います。28 日木曜日の午前中はいかがですか。
- **鈴木** それぞれご都合の悪い方に手を挙げて頂きたいと思います。
- **原科共同議長** 具体的にまいります。火曜日の午後、ご都合が悪い方。時間は 14 時から 17 時です。
- **鈴木** 國島共同議長はご都合が悪いようです。
- **原科共同議長** 私は午前中に用があります。それでは、28 日の午前 10 時から 13 時。これはだめですね。29 日金曜日午前 10 時から 13 時、あるいは 14 時から 17 時。2 ついきましよう。午前中だめな方は 3 名。午後は 4 名。どちらもだめなので 2 回行いまし

よう。どちらか出席できるようにしましょう。そうすると木曜と金曜がよろしいでしょうか。28日の午前と29日の午前。もう一度確認致しましょう。28日の午前中ご都合が悪い方。

- 鈴木 國島共同議長、森嶋委員、吉田委員、松本委員。
- 原科共同議長 29日の午前中はいかがでしょう。
- 鈴木 松本委員は両方ともだめですね。
- 原科共同議長 午後はいかがですか。どれもだめですか。火曜日はいかがでしょう。
- 鈴木 25日月曜日というのは、どなたもおっしゃっていないのですが、皆様ご都合が悪いのでしょうか。
- 原科共同議長 25日の午前中に行いましょうか。10時から13時。
- 鈴木 一応確認させて下さい。25日の午前中にご都合いかがですか。森嶋委員と2名ですね。
- 原科共同議長 それでは、25日の午前中と28日の午前中の2つを用意すればよろしいでしょうか。
- 鈴木 森嶋委員は2回ともだめですね。
- 原科共同議長 29日の午前中でしたら大丈夫ですか。
- 鈴木 29日の午前中、ご都合が悪い方はいらっしゃるでしょうか。結構多いですね。28日の午前中、ご都合が悪い方は、吉田委員、森嶋委員、松本委員、國島共同議長もだめですね。
- 原科共同議長 どうしましょう。
- 鈴木 それでは25日の午前中に行ってみてはいかがですか。一番欠席率が低そうですね。25日は10時から13時でよろしいですか。
- 原科共同議長 そうですね。9時30分から始めますか。
- 鈴木 9時30分から始めますか。
- 原科共同議長 早めにしましょう。
- 鈴木 9時30分から13時まで。今決まりましたので、場所はこれから確認し、明日お伝え致します。
- 原科共同議長 9時30分スタートの、13時終了ということで時間を確保して、25日に行います。そのような前提で、明日残りの部分の整理をしたいと思います。明日の段階で、今日のようにある程度答えが出るものは、起草グループにまわすように致します。それでは、時間を少しオーバー致しましたが、このあたりで切り上げたいと思います。よろしいですか。他に何かございますか。
- 鈴木 確認でございます。明日は10時から、この場所で行います。
- 原科共同議長 明日、早目にしますか。9時という声が出ましたが、9時でもよろしいですか。
- 鈴木 会場は大丈夫でしょうか。大丈夫ですね。

- **原科共同議長** 9時30分ですか。どうしますか。9時だと具合が悪いという方、いらっ
しゃいますか。では、明日は9時だそうです。
- **鈴木** 明日は9時でございます。よろしいですか。9時スタートでございます。
- **原科共同議長** 月曜は9時30分です。終わりは13時と同じです。終わりも延ばしま
すか。でも終わりは13時にしましょう。皆さん予定があると思います。明日は9時に
スタート致します。それでは、これで今日のところは終了致します。どうもありがとう
ございました。

-----◇-----

午後十三時五分 閉会